

健康福祉部

福祉環境委員会

【議案関係資料】

（当初予算関係）

2月7日提出

目 次

[当初予算関係]

<福祉政策課>

- ・ 令和7年度健康福祉部の主要施策 …… 4

<地域・家庭福祉課>

- ・ 「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業 …… 5
- ・ 【新】秋田県災害福祉支援センター活動支援事業 …… 6
- ・ 次世代育成支援対策施設整備事業 …… 7
- ・ 子ども虐待防止対策事業 …… 8
- ・ 家庭養護推進体制整備事業 …… 9
- ・ 生活保護費 …… 11

<長寿社会課>

- ・ 地域でつなぐ認知症支援推進事業 …… 12
- ・ 地域介護福祉施設等整備事業 …… 13
- ・ 介護保険制度基盤強化推進事業 …… 14
- ・ 介護人材確保対策事業 …… 15
- ・ 介護業務「カイゼン」推進事業 …… 16

<障害福祉課>

- ・ 障害者県地域生活支援事業 …… 17
- ・ 障害者差別解消推進事業 …… 18
- ・ 医療的ケア児等総合支援事業 …… 19
- ・ 秋田県心身障害者コロニール整備事業 …… 20
- ・ 地方独立行政法人秋田県立療育機構支援事業 …… 21
- ・ ひきこもり対策推進事業 …… 22

<健康づくり推進課>

- ・ 「あきた健康宣言！」推進事業 …… 23
- ・ 「受動喫煙ゼロ そして禁煙」推進事業 …… 25
- ・ 秋田県総合保健センター設備等整備事業 …… 26
- ・ がん診療機能等強化事業 …… 27

<国保医療室>

- ・ 福祉医療費等助成事業 …… 28
- ・ 国民健康保険事業 …… 29

<保健・疾病対策課>

- ・ 心はればれ県民運動推進事業 …… 31
- ・ 妊娠・出産への健康づくり支援事業 …… 33
- ・ 感染症予防計画推進事業 …… 35
- ・ 難病相談・生活支援事業 …… 36

<医務薬事課>

- ・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 …… 37
- ・ 災害医療体制整備事業 …… 41
- ・ 在宅医療推進支援事業 …… 42
- ・ 医療勤務環境改善支援事業 …… 43

<医療人材対策室>

- ・ 医師地域循環型キャリア形成支援システム推進事業 …… 44
- ・ 医療従事者修学資金貸付金 …… 46

〔 議案関係 〕

＜地域・家庭福祉課＞

- ・ 秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案の概要について 47
- ・ 秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要について 49
- ・ 秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要について 50

＜長寿社会課＞

- ・ 秋田県北部老人福祉総合エリア条例等の一部を改正する条例案の概要について 51

＜健康づくり推進課＞

- ・ 秋田県総合保健センター条例の一部を改正する条例案の概要について 53
- ・ 秋田県健康増進交流センター条例の一部を改正する条例案の概要について 55
- ・ 秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案の概要について 57
- ・ 秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案の概要について 58

＜医務薬事課＞

- ・ 地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について 60

＜医療人材対策室＞

- ・ 秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案の概要について 70

令和7年度 健康福祉部の主要施策

課 題

- 高齢化の進展により医療・介護ニーズが増大する一方で、支え手となる生産年齢人口は減少している。
- 核家族化や一人世帯の増加などの社会環境の変化に伴い、地域住民が抱える課題が複雑化・多様化している。

対応方針

次の2つの方針に基づき、取組を進める。

- 持続可能な医療・介護サービスの提供体制及び人材の確保
- 県民が健康で安心して暮らせる環境づくり

健 康

▶ 健康づくりの推進

- 秋田県版の健康経営優良法人の拡大による健康経営の普及
- 子どもを中心とした県民のヘルスリテラシーの向上に向けた学習・体験の機会等の充実 **【拡】**

医療・出産

▶ 医療人材の確保

- 看護職員の修学資金に係る返還免除となる対象の拡大 **【拡】**

▶ 医師の確保対策の推進

- 若手医師のキャリア形成に向けた取組への支援
- 勤務医の労働時間短縮に取り組む医療機関への支援 **【新】**

▶ 地域医療構想の推進

- 県立病院機構における医療経営コンサルティングの導入への支援 **【新】**

▶ 地域医療の充実

- 災害医療・在宅医療などの政策医療の推進
- 遠方の分娩施設での出産への支援、産後ケアの充実 **【新】**
- 新興感染症に対応した医療提供体制の整備等
- 福祉医療費への助成

▶ がん対策の推進

- がん拠点病院等へのがんゲノム医療専門医の派遣に係る支援 **【新】**

高齢者・障害者

▶ 介護サービス提供体制の確保

- 介護サービス事業所の生産性向上・処遇改善・経営改善等への支援 **【拡】**
- 介護職のイメージアップと外国人材受入体制の整備 **【拡】**
- 認知症の早期発見・早期対応に向けた体制づくりへの支援 **【新】**

▶ 障害者の地域生活と社会参加に向けた環境づくり

- 障害への県民理解の促進に向けた普及啓発等
- 医療的ケア児への支援

地域共生・災害

▶ 包括的な相談体制の整備

- 多様化する地域課題に対応可能な重層的相談・支援体制の整備

▶ 多様な困難を抱える人への支援

- こどもの権利養護に係る支援 **【拡】**
- 里親支援センターの設置 **【新】**
- 漫画を活用したヤングケアラーの普及啓発 **【拡】**
- ひきこもりの長期化を防ぐための支援

▶ 関係機関と連携した自殺予防対策

- 「民・学・官・報」の連携によるエビデンスに基づいた対策

▶ 災害対応力の強化

- 災害ボランティアに係る人材育成や、DWATの体制強化等を行う
秋田県災害福祉支援センターの活動に対する支援 **【新】**

予算額 55,186千円（国 879 県 6,387 市 47,920）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

地域共生社会の実現を見据え、地域福祉支援計画の進行管理と、市町村における重層的支援体制の円滑な構築を支援する。

介護が必要な家族等をサポートするケアラーが相談しやすい環境づくりに向け、ケアラーに係る問題を周知するとともに、支援体制を整備する。

2 事業内容

（１）地域福祉支援計画推進事業 74千円
地域福祉支援計画専門分科会開催（１回）

（２）地域共生社会実現のための体制整備事業 1,173千円

- ・市町村に対する研修等開催（２回）
- ・アドバイザー派遣（５市町村）
- ・巡回相談（５市町村）
- ・秋田県地域共生社会官民連携プラットフォーム運営
- ・一般県民等向け地域共生社会セミナー開催

（３）重層的支援体制整備事業交付金 47,552千円
複雑な課題を抱える住民等を一体的・重層的に支援するため、市町村が行う体制整備等を支援する。

- ・補助対象：９市１町１村
- ・対象経費：市町村の実施する重層的支援体制整備事業のうち多機関協働事業等の事業費
- ・補助率：国１／２、県１／４、市町村１／４

（４）ケアラー支援・普及啓発事業 6,387千円
ヤングケアラーを含む家族介護者が相談しやすい環境づくりに向け、普及啓発を促進するとともに、相談援助従事者研修、相談窓口の運営等により支援体制整備を進める。

①実施主体 県
（一部をNPO法人秋田県介護支援専門員協会へ委託）

- ②内 容
- ・普及啓発セミナーの開催
 - ・相談援助従事者研修の開催
 - ・トークルームの運営
 - ・SNS相談窓口の運営
 - ・普及啓発漫画の作成
 - ・ケアラー支援推進に向けた庁内連絡会議等の開催

予算額 22,401千円 (国 10,900 ー 11,501)

1 事業目的

平時における関係団体との関係づくりや研修による人材育成、BCPなどの仕組みづくりを行うとともに、発災時の応急期から復興期までの多岐にわたる福祉的支援や災害ボランティア等の活動団体を総合的に調整するため、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会が設置する「秋田県災害福祉支援センター」の活動経費の一部を助成する。

2 実施主体 県、(福) 秋田県社会福祉協議会**3 事業内容**
(1) 災害ボランティアセンター活動支援事業
 (県社協へ補助・一部委託)

13,578千円

○平時

- ・災害ボランティアコーディネーターの養成
- ・技術系専門ボランティアの養成
- ・ボランティア事前登録システムの構築
- ・ボランティア協力団体の掘り起こし

○発災時

- ・システム活用等による災害ボランティアセンターの運営強化
- ・応援職員の広域的派遣調整
- ・市町村が実施する災害ケースマネジメントへの支援

・災害ボランティア支援センターの運営

災害発生時に市町村が開設する災害ボランティアセンターの立ち上げや運営を支援する。

(2) 災害派遣福祉チーム活動整備事業

(県社協へ補助・一部県直営)

8,823千円

○平時

- ・災害派遣福祉チーム(DWAT)の養成
- ・災害福祉コーディネーターの配置
- ・DWATの編成、派遣体制等の見直し、強化
- ・市町村や派遣元法人へDWATの周知
- ・BCP策定、見直し支援

○発災時

- ・災害福祉コーディネーターの保健医療福祉調整本部への参画、DWAT先遣隊として情報収集
- ・被災市町村との派遣調整等
- ・DWATの派遣

予算額 418,731千円（国 279,153 債 111,600 ー 27,978）

1 事業目的

国の次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、児童福祉施設等の新設、改造、拡張等の整備を実施する社会福祉法人等に対して支援する。

2 実施主体 社会福祉法人等

3 事業内容

母子生活支援施設の老朽化による本体施設の改築等に要する費用を助成する。

- ・補助先 (福) 大館感恩講
- ・対象施設 母子生活支援施設
白百合ホーム (大館市)
- ・補助対象 令和7年度 (進捗率80%)
本体施設整備 1施設
令和8年度 (進捗率20%)
本体施設整備 1施設
既存施設解体 1施設
- ・対象経費 総事業費 704,997千円
- ・補助額 令和7年度 418,731千円
令和8年度 104,682千円
総額 523,413千円
- ・補助率 国1/2、県1/4 以内

整備概要

整備時期	令和7年～8年度
施設数	1棟 (鉄筋コンクリート3階建)
定員	20世帯
施設概要	居室 (20室)、事務室、子育て短期 利用居室、集会室 ほか
所在地	大館市

子ども虐待防止対策事業

地域・家庭福祉課

予算額 44,978千円（国 21,327 入 961 諸 34 ー 22,656）

1 事業目的

児童虐待の防止や早期発見、早期解決のための取組や児童の自立支援等を行う。

2 実施主体 県

3 事業内容

（1）児童虐待防止関係機関連絡会議 265千円

（2）虐待事案検証委員会の設置 196千円

（3）虐待対応推進事業 15,814千円

①北・南児童相談所に相談対応支援員を配置

②児童や保護者からのSNS相談に対応

（4）虐待防止啓発事業 906千円

①児童虐待防止推進月間に啓発イベントを開催

②チラシ及び啓発グッズの作成

（5）子どもの権利擁護事業 1,836千円

①いじめ等子どもの権利侵害に関する申立があった際の秋田県子どもの権利擁護委員会を開催

②㊦一時保護等の措置に対するこどもの意見表明支援を実施

③こどもが申立した際の家庭福祉部会の開催

（6）児童相談所等体制強化事業 25,961千円

①児童福祉司等の研修を実施

②一時保護所の管理者及び指導職員が研修を受講

③一時保護所の第三者評価を実施

④こども家庭センターの統括支援員に対する研修を実施

⑤にかほ市内に設置した児童家庭支援センターを委託

⑥㊦こども家庭ソーシャルワーカーの研修に対する補助

⑦㊦一時保護状の請求に係るシステム改修

（参考）改正児童福祉法への対応

○こどもの権利擁護の取組（5）②、③

○親子関係再構築に向けた取組（6）①

○一時保護の体制整備（6）②、③

○市町村のこども家庭支援体制の構築（6）④

○児童福祉施設職員の専門性の向上（6）⑥

○一時保護の司法審査に係る対応（6）⑦

予算額 36,769千円 (国 17,392 〇 19,377)

1 事業目的

里親委託を一層推進するため、里親の新規開拓から児童の自立までを一貫して支援する。

2 事業内容

(1) 里親委託推進事業 11,574千円

①里親養育包括支援(フォスタリング)事業 8,817千円

里親を包括的に支援するため、フォスタリング機関(秋田赤十字乳児院)を中心に普及啓発、研修、マッチング、相談支援などの取組を委託する。

②里親会が実施する事業への支援

・㊦東北地区里親研修会補助金 341千円

東北地区の里親会大会の開催に対し助成

・里親委託推進事業 250千円

里親制度の普及啓発や、ふれあい交流会の開催等の取組に対し助成

③専門里親研修実施への支援 1,116千円

専門里親認定のための義務研修実施を委託するとともに、受講者の研修受講経費を負担する。

④里親賠償責任保険等 1,050千円

委託児童の行為により生じる賠償責任保険の保険料及び委託解除児童の身元保証に係る保険料を助成する。

(2) ファミリーホーム支援事業 4,800千円

ファミリーホームにおける養育を充実させるため、職員定数を超えて雇用する養育補助者に係る費用を助成する。

(3) 未成年後見人支援事業 759千円

措置された児童の未成年後見人の確保を図るため、後見人が必要とする報酬や損害賠償保険加入費用の全部又は一部を助成する。

(4) ㊦里親支援センター事業 19,636千円

里親支援を充実させるため、里親支援センターを設置する。

※里親支援センターの概要については別紙参照

現 状

フォスティング機関
(秋田赤十字乳児院)

里親に対する包括的なサポートを実施

- ①里親制度の啓発やリクルート
- ②研修・トレーニング
- ③里親と里子のマッチング
- ⑤未委託里親のフォロー

- ・ ①～⑥の業務を都道府県が任意で選択
※本県では①、②の一部、③、⑤のみ委託
- ・ 職員配置基準なし
※本県では専任職員2名体制
- ・ 一貫した支援を行うための体制維持が困難



令和7年度から

里親支援センター
(令和7年10月設置予定)

里親登録から養育開始後の支援まで一貫したサポートを実施

- ①里親制度の啓発やリクルート
- ②研修・トレーニング
- ③里親と里子のマッチング
- ④委託中の里親・里子へのフォロー
- ⑤未委託里親のフォロー
- ⑥委託された里子の自立支援

- ・ ①～⑥のすべての業務を包括的に実施
※すべての実施が必須
- ・ 職員配置基準あり
※最低4名の専任職員体制
- ・ 一貫した質の高い支援が可能



予算額 1,400,541千円 (国 968,652 諸 1 ー 431,888)

1 事業目的

「生活保護法」及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に基づき、生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護及び支援を行う。

2 実施主体 県（県は町村の事務を行う。）

3 事業内容

(1) 保護施設事務費負担金 42,484千円

- ・補助対象 保護施設
- ・対象経費 県が入所措置した要保護者が入所等している施設の運営費
- ・負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(2) 市保護費負担金 102,180千円

- ・補助対象 市
- ・対象経費 住所がない又は不明等の要保護者に対して、市が支弁した保護費等
- ・負担率 国 3 / 4 (直接補助)、県 1 / 4

(3) 扶助費 1,249,021千円

- ・内 容 生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助等
- ・負担率 国 3 / 4、県 1 / 4

(4) 医療等審査費

6,856千円

①委託先

社会保険診療報酬支払基金秋田支部
秋田県国民健康保険団体連合会

②対象経費

- ・診療報酬明細書の審査事務費及び医療費の医療機関への支払い事務費
- ・介護報酬明細書の審査事務費及び介護費の介護機関への支払い事務費等

予算額 21,800千円（国 12,275 人 1,250 市 8,275）

1 事業目的

認知症のリスクを高める認知機能や聴力の低下を早期に発見対応することにより、認知症有病者数の縮減を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

介護予防の主体である市町村に対し、認知機能及び聴覚の簡易検査等の認知症予防対策を実施する体制づくりを支援する。

①委託先 秋田大学

②内 容

- ・認知症予防に関する市町村への助言を実施
- ・認知機能検査及び聴力検査を市町村と共同実施
- ・簡易検査結果に基づき、市町村とともに受診勧奨を実施

【参考】

秋田大学に委託する理由：

秋田大学は、国立長寿医療研究センターと認知症予防に関する共同研究を行い、認知機能の簡易検査に関するフィールドワークに取り組むなど、県内随一の知見と実績を有する組織であるため。

【簡易検査の実施イメージ】

○会場・参加人数

- ・市町村が主催する介護予防教室や通いの場等
住民20～30人
- ・3市町村程度で実施予定

○人員体制

- ・大学スタッフ3名、市町村職員3名 計6名

○検査手順

①認知機能検査（操作時間約20分）

タブレットを参加者に配付、専用アプリに接続後、画面の指示に従い操作・入力。

②純音聴力検査（検査時間1人約5分）

聴力検査機器（オーディオメーター）を用いて検査を実施。

○検査後の対応

- ・認知機能や聴覚の低下が確認された参加者に対しては、市町村が医療機関の受診を促す文書等を送付する。
- ・市町村は、受診勧奨の対象者に対し、受診の有無等について追跡調査を実施。

予算額 70,820千円（㊦ 70,820）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的 地域密着型サービスを提供する施設等の整備を支援するとともに、介護施設等の職員の利用に供する宿舍の整備を支援する。 2 実施主体 市町村、社会福祉法人等 3 事業内容 （１）地域密着型サービス施設等整備事業 17,474千円 対象施設等の定員増を伴う増築に係る費用の一部を助成する。 ・法人名 グリーンステージ有限会社 ・施設種別 認知症高齢者グループホーム ・名称 グループホーム大仙大曲 （大仙市） ・定員数 9名から18名に増加 ・補助率 10／10 （39,600千円を上限に定額補助） （２）介護職員の宿舍施設整備事業 53,346千円 介護施設等の事業者が当該施設に勤務する職員の宿舍を整備するための費用の一部を助成する。	①社会福祉法人わかば会及び池田ライフサポート&システム株式会社が合同で整備する集合住宅（由利本荘市） ・勤務先 特別養護老人ホームわかば・グループホームわかばイースト ・宿舍定員 10名 ・補助率 1／3 ・補助額 26,306千円 ②社会福祉法人あけぼの会が整備する集合住宅（大仙市） ・勤務先 介護老人保健施設なごみのさと ・宿舍定員 10名 ・補助率 1／3 ・補助額 27,040千円 ※①、②とも、主に外国籍職員の利用を予定。
--	---

介護保険制度基盤強化推進事業（（新）介護職員処遇改善加算等の取得促進事業、（新）訪問介護等サービス提供体制確保支援事業）
 予算額 18,951千円（国 15,951 県 3,000）

長寿社会課

1 事業目的

介護保険制度の円滑な運営のため、制度の基盤整備を図る。

2 実施主体

県、訪問介護事業所等

3 事業内容

（1）㊦介護職員処遇改善加算等の取得促進事業

6,951千円

介護職員等処遇改善加算を未取得の事業所への取得支援や、既取得の事業所の上位区分の加算取得に向けた支援を行うことにより、介護職員の処遇改善を促進する。

①研修会の実施

介護職員処遇等改善加算の新規取得又は上位区分の取得に向けたセミナーを開催する。

②個別訪問の実施

介護職員等処遇改善加算の取得又は上位区分の加算取得に関し、個別の事業所からの相談に対応する。

③個別オンライン相談の実施

専門的な相談員と事業所をオンラインで結び、事業所に対し加算取得に向けた具体的手順等に係る助言を行う。

（2）㊦訪問介護等サービス提供体制確保支援事業

12,000千円

訪問介護事業所等の人材確保や経営改善の取組を支援することにより、地域において必要な訪問介護サービスを安心して受けられる体制を確保する。

①人材確保体制構築支援

地域の訪問介護人材の確保に向けて、経験が十分でないヘルパーでも安心して従事できるよう、研修体系の構築等の取組を支援する。

i) 補助対象経費

- ・研修カリキュラムの作成やキャリアアップの仕組みづくりに要する経費
- ・経験が十分でないヘルパーへの同行支援に係るかかり増し経費
- ・経験が十分でない介護職員のスキルアップのための研修に要する経費

ii) 補助率

- ・10/10以内（国が定める基準額を上限とする）

②経営改善支援

訪問介護事業所等の経営改善に向けて、経営計画を作成した上で行う人材確保の取組等を支援する。

i) 補助対象経費

- ・経営改善に向けた取組に係る専門家の活用や事務員の臨時的な雇用等に要する経費
- ・介護人材及び利用者の確保のためのホームページの改修やチラシ作成等の広報に要する経費 等

ii) 補助率

- ・10/10以内（国が定める基準額を上限とする）

予算額 63,095千円（（① 63,043 ）② 52）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

介護ニーズの拡大と生産年齢人口の減少により人手不足が課題となっている介護人材を確保するため、多様な人材の参入促進と職場定着を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

（1）介護サービス事業所認証評価事業

19,371千円

より優れた取組を行う事業者を上位認証する「プラチナ認証評価制度」の運用を開始するほか、専門セミナーや個別相談会の開催などにより、認証取得を目指す事業者の拡大を図る。

（2）介護人材確保・定着促進事業

33,826千円

①介護従事者新規就労支援事業

介護未経験者や中高年齢者等の幅広い世代を対象とした入門研修や実務訓練等により、介護職への新規就労を促進する。

②介護人材定着促進事業

介護サービス事業所に理学療法士を派遣し、身体的負担予防の指導を行うことにより、介護人材の定着を図る。

③介護人材確保対策研修事業

介護サービス事業所の採用力向上を図るセミナーや、介護の復職応援セミナー等を実施する。

④専任職員の配置

介護サービス事業所への訪問活動を行い、介護職員の定着状況の把握や各種制度の普及促進等を行うほか、ハローワークや関係機関等と連携し、求職者向け職場見学会等のマッチング機会を提供する。

（3）カイゴのイメージアップ事業

9,898千円

①学校連携による介護の仕事の魅力発見事業

生徒・教員等の介護に対するイメージ向上を図るため、中学・高校において介護ロボットの操作体験会を開催する。

対象：20校程度

②ケアワーカー情報発信事業

介護の仕事に関する魅力発信イベントを開催するほか、小学生向けに出前講座を実施する。

＜イベント概要＞

介護のイメージアップに取り組む現役介護職員と、介護サービスを利用する高齢者が手を取り合い、ファッションショーのイメージでレッドカーペットを歩き、幅広い世代に介護の仕事の魅力を発信する。

委託先：一般社団法人KAiGO PRiDE（予定）

予算額 12,364千円（㊦ 12,364）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的 介護人材の確保が喫緊の課題とされる中で、介護現場の生産性向上に向けた支援を実施し、業務の改善や効率化、職員の業務負担の軽減等を図る。 2 実施主体 県 3 事業内容 あきた介護業務「カイゼン」サポートセンター運営事業 12,364千円 介護現場の生産性向上を支援するセンターを運営し、相談対応や専門家による伴走型支援、生産性向上の手法を伝えるセミナー等を実施する。 【センターの業務内容】 (1) 秋田県介護業務「カイゼン」推進会議の開催 (2) 介護事業所の生産性向上に係る相談業務 (3) 専門家による伴走型支援 (4) 介護テクノロジー機器の試用貸出 (5) 生産性向上の手法を伝えるセミナー (6) 先進的な取組を行うモデル事業所の見学会 (7) 生産性向上の関連情報の収集・提供、事業周知・ネットワーク構築 (8) ㊦ 介護職員向けのカスタマーハラスメント相談対応	【参考：令和6年12月末までの実績】 (1) 相談業務 相談件数 16件 (2) 伴走型支援 支援事業所数 2事業所 (3) 試用貸出 申込件数 11件 (4) セミナー 参加者数 134名 (5) モデル事業所見学会 参加人数 28名 (6) その他 業界団体の要望に応じ、出前講座を実施 参加人数 135名
---	---

予算額 121,853千円（国 44,792 諸 124 〇 76,937）

1 事業目的 障害者総合支援法に基づき、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を実施し、障害の有無にかかわらず安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図る。 2 実施主体 県 3 事業内容 (1) 障害者就業・生活支援センター事業 31,320千円 委託先 (福) 大館圏域ふくし会 ほか 内 容 就業や日常・社会生活で支援を必要とする障害者に対する助言等 (2) 障害者社会参加促進事業（身体） 68,130千円 委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 手話通訳員の設置、身体障害者の更生相談に係る事業、視覚障害者に対する地域生活支援等 (3) 精神障害者地域移行・地域生活支援事業 2,532千円 委託先 秋田県精神保健福祉会連合会 ほか 内 容 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に資する取組の推進等 (4) 高次脳機能障害相談支援事業 2,257千円 委託先 県立リハビリテーション・精神医療センター 内 容 専門的な相談支援や病院・福祉施設職員等を対象とした研修等	(5) 障害者総合支援法研修等事業 13,579千円 委託先 (福) 秋田県身体障害者福祉協会 ほか 内 容 サービス管理責任者、強度行動障害支援者等の養成研修、相談支援従事者研修等の各種研修を実施 (6) 障害者総合支援法協議会等開催事業 306千円 内 容 不服審査会及び自立支援協議会の開催 (7) 広域的な支援事業 263千円 内 容 地域自立支援協議会等に対する支援、相談支援業務に係る人材育成等の実施 (8) 障害者虐待防止対策支援事業 1,168千円 内 容 障害福祉施設従事者や市町村の障害者虐待防止担当職員等に対する研修の実施等 (9) 発達障害支援対策事業 2,298千円 委託先 (地独) 秋田県立療育機構 内 容 発達障害児者及びその家族、支援者を対象とした、障害特性に関する研修等
--	--

予算額 14,022千円 (国 5,127 ー 8,895)

1 事業目的

障害を理由とする差別の解消の推進及び共生社会の実現を図るため、県民・事業者及び障害者団体と連携し障害者への理解及び社会参加を促進する。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 障害者差別解消推進事業 3,955千円

- ①紛争解決機関（秋田県障害者差別解消調整委員会）の設置
- ②相談対応職員の資質向上及び行政職員の理解促進のための研修会の開催
- ③専門相談機関の設置
相談窓口 月～金（弁護士相談 隔月1回）
委託先 （福）秋田県身体障害者福祉協会

(2) 障害者理解促進事業 2,632千円

- ①普及啓発事業
 - ・各種媒体による啓発、条例及び相談窓口の周知
 - ・障害の理解促進のためのハンドブックの作成と配付
- ②障害理解促進事業
 - ・小中学校等への出前講座の派遣

(3) 障害者社会参加等促進事業 7,435千円

- ①研修等開催事業
 - ・障害者サポーターの養成、事業所に対する研修会の開催
- ②ヘルプマーク・ヘルプカード普及推進事業
 - ・ヘルプマーク等の活用促進及び県民等への啓発
- ③知的障害者地域活動支援事業
 - ・知的障害者本人が企画立案した地域住民と交流活動を支援
- ④障害者交流促進事業
 - ・障害者の社会参加及び相互交流の促進のためのレクリエーション活動を支援
- ⑤秋田県障害者芸術文化活動支援センター事業
 - ・「心いきいき芸術・文化祭」の開催及び障害者芸術文化活動に係る人材育成、相談支援等の実施

予算額 15,029千円（国 4,312 県 647 市 10,070）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律に基づき、医療的ケア児等支援協議会で抽出された課題に対し、医療的ケア児支援センター、秋田県医師会等が連携を図り、医療的ケア児等の個々の状況に応じた切れ目のない総合的な支援を行う。

2 事業内容

（1）医療的ケア児等支援協議会開催事業

382千円

医療的ケア児等への総合的な支援体制を構築するための協議の場を設置する。

- ・委員 医師、看護師、障害福祉業務従事者、障害児者の家族、市町村職員 ほか

（2）医療的ケア児支援センター事業

14,647千円

秋田県医療的ケア児支援センターを秋田県立医療療育センター内に設置する。

①委託先 （地独）秋田県立療育機構

②業務内容

- ・医療的ケア児等に対する相談支援事業
- ・医療的ケア児等支援者養成研修及びコーディネーター養成研修
- ・医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修

〈 秋田県医療的ケア児支援センター「コラソン」 〉



〈 「コラソン」ロゴマーク 〉



予算額 8,757千円（○ 8,757）

1 事業目的

秋田県心身障害者コロニーは、障害者が自立した生活を営むために昭和46年に県が設置し、平成4年から平成11年にかけて全面改築を行ったが、設備の老朽化が進んでいることから、利用者に対して安定的で継続的な障害福祉サービスを提供するために、必要な修繕を実施する。

2 実施主体 県**3 事業内容****（1）埋設高圧ケーブル更新工事 5,494千円**

施設内に埋設されている各居住棟等へ電気を供給する高圧ケーブルが老朽化しているため更新を行う。

令和7年度は実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・設計業務委託 5,494千円（今回要求）
- ・工事請負費 68,354千円（令和8年度予算で要求予定）

（2）銀杏園・診療所給湯配管附属設備更新工事

1,246千円

給湯用の配管が腐食し、水漏れが多発しているため更新を行う。

令和7年度は実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・設計業務委託 1,246千円（今回要求）
- ・工事請負費 28,853千円（令和8年度予算で要求予定）

（3）給食センター空調改修工事 2,017千円

令和5年6月に冷房設備2基のうち1基が故障し、今年度改修工事を行った。令和6年5月にもう1基が故障したため、追加の改修工事を行う。

令和7年度は実施設計を行い、令和8年度に工事を行う。

- ・設計業務委託 2,017千円（今回要求）
- ・工事請負費 37,576千円（令和8年度予算で要求予定）

<マンホールから見た埋設高圧ケーブル>



<熱により湾曲した給湯配管>



予算額 1,452,355千円（－ 1,452,355）

1 事業目的

県立医療療育センターを運営する地方独立行政法人秋田県立療育機構の運営に要する経費等を負担し、センターが県の療育における中核機関として行う、安全で良質な医療・療育サービスの提供機能の維持等を支援する。

2 実地主体 県

3 事業内容

- | | |
|--------------------------------------|-------------|
| (1) 法人の運営経費 | 1,043,500千円 |
| 人件費、医薬材料費、光熱水費等に要する経費 | |
| (2) 医療機器等整備費 | 112,311千円 |
| 医療機器、情報端末等の整備や更新に要する経費及び施設の修繕等に要する経費 | |
| (3) 職員退職手当 | 51,000千円 |
| 定年及び若年退職者に係る退職金 | |
| (4) 共済費負担金 | 245,544千円 |
| 職員共済の事業主負担分 | |

(参考)

秋田県立医療療育センター



予算額 15,862千円（国 9,238 諸 60 〇 6,564）

1 事業目的

ひきこもり相談支援センターを子ども・女性・障害者相談センター内に設置し、ひきこもり当事者やその家族等に対する相談支援や関係機関の連携強化、支援人材の育成等を実施する。

また、一般企業や事業所（職親）の協力の下、ひきこもり当事者に社会参加の機会を提供し、社会適応性の向上や生活リズムの改善を図ることにより、ひきこもり状態の解消を支援する。

2 実施主体 県

3 事業内容

（１）ひきこもり相談支援センター運営事業

12,717千円

ひきこもり支援コーディネーター（３名）を配置し、相談支援、連絡協議会の開催、支援者研修会等を実施

・支援対象者 18歳以上の当事者及び家族

（２）社会とのつながり支援（職親）事業

2,701千円

当事者と職親とのマッチング、職親の協力による当事者への社会参加の機会の提供

・職親登録事業所 75事業所

（R7.1.1現在）

（３）ひきこもり地域支援事業

444千円

①県民向け公開講座の実施

・県民のひきこもりに対する理解を深めるために公開講座を実施

②行政職員向け研修の実施

・地域振興局福祉環境部と市町村のひきこもり支援行政担当職員を対象にアウトリーチ支援に係る研修を実施

予算額 14,300千円（国 15 人 1,855 円 12,430） [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

「健康寿命日本一」の実現を目指し、健康づくりに取り組みやすい環境の整備や、県民一体となった健康づくり県民運動を展開することにより、県民の健康意識の向上を図る。

2 実施主体

県、市町村、秋田県健康づくり県民運動推進協議会

3 事業内容

(1) 「あきた健康宣言！」推進事業 6,164千円

①「あきた健康宣言！」周知事業

テレビ・ラジオ、新聞等を活用した情報発信

②秋田県健康づくり推進体制整備事業

「秋田県健康づくり県民運動推進協議会」総会の開催や、ウェブサイト、SNSを活用した協議会会員の取組情報等の発信

(2) 地域健康づくり人材活性化事業 500千円

市町村が育成する健康づくり人材を積極的に活用する市町村への支援

- ・補助対象 市町村
- ・対象経費 研修、勉強会、健康づくりイベント、他団体との交流等
- ・補助率 県1/2

(3) 健康経営普及事業 110千円

秋田県版健康経営優良法人の優れた取組の紹介等による健康経営の普及促進

(4) 食からの健康応援事業 3,126千円

①県民の食意識向上、食環境整備事業

- ・「秋田スタイル健康な食事」の推進
- ・地域住民への食生活改善に関する啓発
委託先：秋田県食生活改善推進協議会
- ・栄養士による出前講座の実施
委託先：（公社）秋田県栄養士会
- ・「もう一皿野菜をプラス！」キャンペーン

②あきた食育推進事業

第5期秋田県食育推進計画の策定に向けた検討会議の開催及び学校と連携した普及啓発による食育の推進

(5) 運動による健康づくり推進事業 829千円

運動習慣の定着を図るため、アプリを活用したウォーキングイベントを実施

(6) 「健康な美酒王国」秋田推進事業 381千円

第2期秋田県アルコール健康障害対策推進計画に基づく普及啓発等の取組を実施

(7) フレイル予防啓発事業 1,855千円

- ・食生活に関する出前講座の実施
委託先：（公社）秋田県栄養士会
- ・運動に関する出前講座の開催
委託先：河辺地域振興（株）
- ・市町村の職員等を対象とした講習会の開催
- ・健康づくり地域マスター専門研修の開催
委託先：河辺地域振興（株）

(8) 学童期から始める健康づくり総合啓発事業

1,335千円

- ・子どもを中心としたヘルスリテラシーの向上を図るため、子どもと親が一緒に健康について考える子ども健康会議及び健康づくりの体験型イベントを開催
- ・リモートによる健康づくり出前講座の実施

予算額　15,496千円（国 7,712 諸 64 〇 7,720）

1 事業目的

たばこを原因とする生活習慣病を予防するため、禁煙支援、若い世代の喫煙防止、受動喫煙防止の3つの観点から、たばこ対策を推進する。

2 実施主体　県

3 事業内容

（1）禁煙支援事業

951千円

- ①子育て世代や働き盛り世代の喫煙者に対する禁煙支援 215千円
 - ・リーフレットを活用した喫煙者向け啓発等
- ②県民向けフォーラムの開催 736千円
 - ・受動喫煙防止フォーラムの実施等

（2）若い世代の喫煙防止事業

557千円

- ①学生等を対象にした喫煙の習慣化防止に関する啓発 367千円
 - ・たばこに関する講義の実施等
- ②^新子どもとその親等に向けたたばこに関する正しい知識の啓発 190千円
 - ・放課後児童クラブに通う小学生を対象とした出前講座の実施

（3）受動喫煙防止事業

13,988千円

- ①県民や事業所等を対象とした望まない受動喫煙防止に向けた啓発 999千円
 - ・啓発資材を活用した情報発信
- ②健康増進法及び秋田県受動喫煙防止条例に基づく指導・相談対応 12,603千円
 - ・受動喫煙防止対策推進員の配置（4人）
- ③^新喫煙可能室を設置している飲食店等における受動喫煙防止対策の促進 386千円
 - ・条例改正に関する説明会及び相談対応
 - ・喫煙可能室を設置している飲食店の実態調査の実施

予算額 155,244千円 (償 91,700 - 63,544)

1 事業目的

生活習慣病の二次予防対策を進め県民の健康増進を図るため、秋田県総合保健センターの日帰り人間ドックで使用する検査機器等の整備を行う。

2 実施主体 県**3 事業内容**

(1) 胃部内視鏡検査装置更新 53,297千円
健診実施体制を維持するため、劣化が進む人間ドック事業に必要な機器を2台更新する。

(2) 高圧受電盤等機器更新 101,947千円
センター利用者の安全性を高めるため、老朽化している施設運営に必要な設備を更新する。

4 スケジュール

(1) 胃部内視鏡検査装置更新
令和7年4月～令和7年10月
(2) 高圧受電盤等機器更新
令和7年4月～令和8年1月

【参考】**(1) 胃部内視鏡検査装置****(2) 高圧受電盤装置内部**

予算額 116,800千円（国 47,150 県 7,500 市 62,150）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

がん診療連携拠点病院等を中心としたがん医療の質の向上等を図るため、がん診療連携拠点病院等の医療提供体制の強化及び緩和ケアチーム従事者の育成を行う。

2 実施主体 県、がん診療連携拠点病院等

3 事業内容

（1）がん診療機能等強化事業 116,000千円

①がん診療機能等強化事業費補助金 93,500千円
がん拠点病院等の診療機能等の強化に要する経費への補助

・補助基準額 1 病院当たり 8,500 千円

・補助率 10／10
（国 1／2、県 1／2）

・対象経費 医療従事者研修、患者の相談支援等

②緩和医療機能強化事業費補助金 7,500千円

がん拠点病院等に派遣する緩和医療に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助

・補助対象 秋田大学医学部附属病院

・補助率 10／10

③がんゲノム医療機能強化事業費補助金

15,000千円

がん拠点病院等に派遣するがんゲノム医療に関する指導・助言等を行う専門医の配置に要する経費への補助

・補助対象 秋田大学医学部附属病院

・補助率 10／10

（2）緩和ケア推進事業 800千円

医師・看護師・介護職員等を対象とした緩和ケア病棟等における実地研修の開催

・委託先 秋田県緩和ケア研究会

予算額 4,481,661千円 (⊖ 4,481,661)

1 事業目的

乳幼児及び小中高生、ひとり親家庭の児童、高齢身体障害者、重度心身障害（児）者の心身の健康保持と生活の安定を図るため、医療費の自己負担分等に対し、助成を行う。

2 事業内容

(1) 福祉医療費補助金 4,084,022千円

- ①実施主体 市町村
②補助率 1／2
③内 訳

区分	受給者数(人)	所要額(千円)
乳幼児・小中高生	約98,000	1,069,614
ひとり親家庭の児童	約15,000	178,397
高齢身体障害者	約14,000	576,441
重度心身障害(児)者	約41,000	2,259,570
計	約168,000	4,084,022

(2) 福祉医療費支給事務費補助金 66,340千円

- ①実施主体 市町村
②補助率 1／2
③内 訳
・審査支払手数料 63,321千円
・更新等事務費 3,019千円

(3) 福祉医療基盤強化補助金 328,449千円

福祉医療の実施に伴い国から課される市町村国保の国庫負担金等減額措置相当額に対して補助する。

- ①補助対象 前年度の減額措置相当額
②補助率 1／2

(4) 保険医療機関指導費補助金 2,850千円

県医師会・県歯科医師会が保険医療機関に行う福祉医療制度の周知等に要する経費に対して補助する。

- ・補助額
(一社) 秋田県医師会 2,073千円
(一社) 秋田県歯科医師会 777千円

予算額 88,783,967千円 (分 20,848,415 国 23,172,060 財 10,561 入 5,434,664 諸 39,318,267)

1 事業目的

国保財政運営の主体として、国保事業費納付金制度の運用や保険給付費等交付金の交付、市町村への支援体制の整備等を行い、国保財政の安定化及び事業の効率化を図る。

2 事業内容

(1) 保険給付費等交付金 71,886,994千円

①保険給付費等交付金（普通交付金）68,113,084千円

市町村が負担する保険給付費を全額交付し、国保財政の安定化を図る。

②保険給付費等交付金（特別交付金） 3,275,947千円

収納対策などの市町村国保事業の運営の安定化に資する事業の実施状況や、その他災害等個別の事情に応じて交付金を交付する。

③県版保険者努力支援制度交付金 497,963千円

「健康寿命日本一」の実現に向けて、糖尿病重症化予防対策や健診受診率向上のための事業などに積極的に取り組んでいる市町村を支援するため、交付金を交付する。

(2) 後期高齢者支援金等 16,868,140千円

後期高齢者医療や介護保険等への納付金を負担する。

(3) 国保ヘルスアップ事業 7,147千円

レセプト情報や健診情報を活用した医療費分析を行い、地域の健康課題を抽出して、市町村保健事業への助言・指導などを行う。

(4) その他 21,686千円

令和7年度分国民健康保険事業費納付金算定結果

保険者名		按分指数		令和7年度 事業費納付金	令和7年度 必要保険税総額	令和7年度 一人当り 国保税額 (理論値)	令和6年度 一人当り 国保税額 (理論値)	E/F
		医療費指数	所得指数					G
A	B	C	D	E	F	G		
1	秋田市	1.046	1.008	6,204,692,975	4,849,864,935	123,409	138,653	89.01%
2	能代市	1.005	0.972	1,103,329,265	831,894,010	115,589	128,346	90.06%
3	横手市	0.920	0.949	1,837,136,334	1,358,987,923	110,330	123,054	89.66%
4	大館市	0.954	0.952	1,370,552,355	1,015,036,690	111,477	123,820	90.03%
5	男鹿市	1.106	0.925	661,277,075	474,305,200	114,025	130,980	87.06%
6	湯沢市	0.890	0.846	941,752,570	687,913,742	103,066	117,415	87.78%
7	鹿角市	0.963	1.026	594,385,564	444,443,406	114,110	127,585	89.44%
8	由利本荘市	1.026	1.019	1,663,243,232	1,199,152,798	117,037	131,159	89.23%
9	潟上市	0.975	0.845	641,271,179	462,530,018	105,863	118,674	89.20%
10	大仙市	0.977	1.007	1,703,859,443	1,348,350,320	122,152	134,716	90.67%
11	北秋田市	0.932	0.928	605,089,268	447,602,390	108,664	120,097	90.48%
12	にかほ市	0.955	1.192	590,309,793	449,725,888	124,142	139,263	89.14%
13	仙北市	0.957	0.839	503,872,725	368,284,579	106,189	115,483	91.95%

保険者名		按分指数		令和7年度 事業費納付金	令和7年度 必要保険税総額	令和7年度 一人当り 国保税額 (理論値)	令和6年度 一人当り 国保税額 (理論値)	E/F
		医療費指数	所得指数					G
A	B	C	D	E	F	G		
14	小坂町	0.930	0.876	90,959,884	66,435,582	106,819	116,600	91.61%
15	上小阿仁村	1.069	1.048	56,310,979	43,677,639	121,769	135,171	90.09%
16	藤里町	1.021	1.005	75,628,548	61,393,260	124,597	141,640	87.97%
17	三種町	1.056	1.058	394,675,174	281,302,117	117,628	132,488	88.78%
18	八峰町	0.973	1.050	170,269,886	129,999,175	124,611	149,178	83.53%
19	五城目町	1.115	0.841	196,797,439	155,831,661	124,647	129,989	95.89%
20	八郎潟町	1.007	0.851	127,810,296	108,239,577	122,828	128,442	95.63%
21	井川町	1.140	0.963	99,069,183	71,434,772	116,445	127,367	91.42%
22	大潟村	0.906	4.224	390,566,710	305,122,815	254,209	282,805	89.89%
23	美郷町	0.979	1.009	438,193,408	341,657,302	121,029	136,256	88.82%
24	羽後町	0.934	0.933	340,446,894	256,306,155	113,243	124,752	90.77%
25	東成瀬村	0.888	1.118	46,917,014	31,912,531	108,413	129,920	83.45%
計		—	1.000	20,848,417,193	15,791,404,485	118,216	132,148	89.46%

予算額 94,437千円（国61,688 県78 市32,671）

1 事業目的

誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、「民・学・官・報」の一層の連携強化による、自殺予防活動を展開する。

2 実施主体 県、市町村、秋田大学、民間団体

3 事業内容

- (1) 地域自殺対策強化事業 58,167千円
- ①電話相談支援事業 13,069千円
あきたいのちのケアセンターにおける相談支援
- ②人材養成事業 899千円
心はればれゲートキーパー養成講座
委託先 秋田ふきのとう県民運動実行委員会
- ③普及啓発事業 1,231千円
・ふきのとうホットラインリーフレット等の作成
・地域振興局による関係機関ネットワーク会議や街頭キャンペーンの実施
- ④地域自殺対策強化事業費補助金 38,938千円
市町村及び民間団体による自殺予防活動に対する支援
- 補助対象 市町村（25市町村）
民間団体（11団体）
- 主な事業内容 対面・電話相談窓口の設置、サポーター養成研修、交流サロン活動等

⑤地域自殺対策推進センター運営事業

4,030千円

自殺対策連携推進員の配置による市町村等への支援

主な事業内容 自死遺族や自殺未遂者の相談支援、保健所や市町村の取組支援等

(2) 心の健康づくり推進事業 166千円

県健康づくり審議会・心の健康づくり推進分科会の開催

(3) 自殺予防県民運動推進事業 2,738千円

秋田ふきのとう県民運動実行委員会の事業活動に対する補助

対象経費 実行委員会の運営費及び研修会、県民運動大会、街頭キャンペーン（3回）等

(4) 自殺未遂者支援事業 704千円

自殺未遂者に対する地域の支援体制の構築に向けた関係者会議及び研修会の開催

対象者 医療関係者、消防、行政関係者等

(5) 精神疾患に対する医療等の支援対策強化事業

751千円

自殺との関連が深い、うつ病等の精神疾患に関する相談員や医療関係者の対応力向上を図るための研修会の開催

委託先 県医師会

(6) SNS相談支援事業 17,256千円
 SNSによる相談を実施する民間団体に対する補助
 補助対象 NPO法人蜘蛛の糸

(7) 秋田大学自殺予防センター事業 14,655千円
 「民・学・官・報」の連携強化に向けた、
 秋田大学自殺予防総合研究センターで実施する自殺対策の実践的研究に対する補助等
 ①ゲートキーパー養成プログラムの開発への助成 12,292千円
 ②フォーラム開催への助成 1,662千円
 ③自殺未遂による救急患者への対応訓練の実施(委託) 454千円
 ④SOSの出し方教育の講師の養成 247千円

【参考】

令和6年の自殺者数（警察統計：暫定値）

○令和6年の自殺者数

	人数	前年(人)	増減(人)	増減率(%)
計	186	194	△ 8	△ 4.1
男	132	117	15	12.8
女	54	77	△ 23	△ 29.9

○年代別の自殺者数

	人数	比率(%)	前年(人)	増減(人)
総数	186	100.0%	194	△ 8
～19歳	9	4.8%	4	5
20～29歳	13	7.0%	16	△ 3
30～39歳	12	6.5%	15	△ 3
40～49歳	25	13.4%	31	△ 6
50～59歳	32	17.2%	26	6
60～69歳	23	12.4%	24	△ 1
70～79歳	31	16.7%	32	△ 1
80歳以上	40	21.5%	46	△ 6
不詳	1	0.5%	0	1

○自殺者について

- ・男性は前年に比べ15人の増、女性は23人の減
- ・年代別では、前年に比べ、19歳以下及び50代が増加

予算額 72,374千円（国 6,358 〇 66,016）

1 事業目的

安心して妊娠・出産ができる環境づくりに向け、総合的な支援を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

（1）母体健康増進支援事業 4,863千円

①妊婦歯科健康診査事業 4,679千円

市町村が実施する妊婦歯科健康診査に要する経費の一部を助成

- ・対象回数 1回
- ・補助基準額 4,000円
- ・補助率 県1／2、市町村1／2

②HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)母子感染対策研修会 184千円

- ・対象：医療従事者等

（2）幸せはこぶコウノトリ（不妊治療総合支援）事業 46,916千円

①不妊治療に要する治療費の助成 43,723千円

i) 「特定不妊治療」の治療費のうち、公的医療保険適用後の自己負担額の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満（男性は年齢制限なし）
- ・助成回数 初回40歳未満 1子毎に9回まで
初回40歳以上 1子毎に3回まで
- ・助成上限金額 1～6回 9万円／回
7～9回 30万円／回
- ・男性不妊治療 9万円／回

ii) 特定不妊治療に併せて行われる保険適用外の先進医療に要する費用の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満（男性は年齢制限なし）
- ・助成回数 1年度に1回まで
- ・助成上限額 10万円

iii) 先進医療とならない保険適用外の治療を含む治療にかかる費用の一部を助成

- ・対象年齢 43歳未満（男性は年齢制限なし）
- ・助成回数 1年度に1回まで
- ・助成上限額 30万円

②不妊専門相談センターの運営等 3,193千円

不妊治療（不育症）に関する情報の提供及び理解の促進を図るとともに、医師、看護師、助産師等による相談支援を実施

- ・委託先 秋田大学
- ・相談体制 電話、面接、ウェブ

（3）難聴児支援事業 1,113千円

難聴児補聴器購入費助成事業補助金

身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の聴覚障害児の補聴器購入及び修理に要する経費の一部を助成

- ・対象者 中軽度の難聴児
- ・補助率 県1／3、市町村1／3

(4) 女性の健康支援事業 6,885千円

女性健康支援センター事業

女性健康支援センターにおいて、思春期から更年期に至る女性を対象とした身体的・精神的な悩みに関する相談支援

- ・委託先 NPO法人ここはぐ
- ・相談体制 SNS、ウェブ、電話、面接、受診同行等

(5) 妊娠・出産包括支援推進事業 645千円

①母子保健コーディネーター研修 550千円

市町村が設置するこども家庭センターの母子保健事業において中心的な役割を果たす人材の育成

- ・委託先 秋田県助産師会

②母子保健連絡調整会議 95千円

保健所や市町村との情報交換、事例検討及び研修

(6) 不育症検査費用助成事業 210千円

先進医療における保険適用外の検査費用の一部を助成

- ・対象者 不育症治療者
- ・助成上限額 6万円／回

(7) 産後ケア支援事業 10,514千円

退院直後の母子に対する心身のケアや育児サポートを行う産後ケア事業を実施する市町村への支援

- ・実施主体 市町村
- ・補助率 国1／2、県1／4、市町村1／4

(8) 妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費等支援事業 1,228千円

遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対し、交通費等を助成する市町村への支援

- ・実施主体 市町村
- ・補助率 国1／2、県1／4、市町村1／4
- ・支援対象
自宅又は里帰り先から最寄りの分娩取扱施設（医学上の理由等の場合は周産期母子医療センター）まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
- ・支援内容
交通費：往復の移動に要した費用の8割
宿泊費：入院前に近隣宿泊施設に宿泊した費用から1泊あたり2千円を控除した額（上限14泊）

予算額 103,541千円（国 32,251 人 31,000 市 40,290）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

令和6年度から施行されている「秋田県感染症予防計画」に加え、令和7年度から「新型インフルエンザ等対策行動計画」が施行されることに伴い、今後の感染症危機に備えた医療提供体制の整備、人材の育成、検査体制の整備など、新興感染症対策の充実強化を図る。

2 実施主体 県、医療機関、秋田大学

3 事業内容

- (1) 新興感染症医療提供体制整備事業 37,704千円
新興感染症発生時に迅速かつ確実に機能する医療提供体制を整備
- ・医療機関が行う施設・設備の整備に対する補助
 - ・流行初期医療確保措置にかかるシステム保守分担金
 - ・医療措置協定の締結にかかる経費
 - ・感染症指導育成者研修（5回）
 - ・社会福祉施設向け研修（10回）
 - ・患者搬送車の維持管理

(2) 新興感染症対応人材育成事業 14,014千円

- ① IHEAT人材育成
有事に保健所業務を支援する人材に対する研修を実施
委託先：秋田県看護協会

※IHEAT:保健所等で積極的疫学調査業務等を行う支援協力者名簿に登録された保健師、看護師等

- ② 感染症対応体制強化事業費補助金
医療機関が行う感染症専門人材の育成や地域のネットワークづくりに対する補助
- ・補助対象 新興感染症患者の病床を確保する病院
 - ・補助率 県10/10
 - ・補助額 2,500千円（上限）

- (3) 感染症対応基盤強化事業 18,500千円
秋田大学感染統括制御・疫学・分子病態研究センターが行う新興感染症が発生した場合に備えた体制構築の取組等に対する補助
- ・補助対象 秋田大学
 - ・補助率 県10/10

- (4) 実施体制整備事業 808千円
患者を安全かつ円滑に入院医療機関に搬送するため、医療機関、消防機関等と連携した実践型の訓練を実施

- (5) 検査・情報収集・分析体制整備事業 29,752千円
健康環境センターや保健所が行う発生動向調査等の検査体制を整備

- (6) 個人防護具備蓄事業 2,763千円
新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドラインで示された備蓄水準に到達するように計画的に感染症対策物資を備蓄

	サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
令和7年度備蓄量(枚)	97,876	264	4,344	1,145	133,201

※備蓄量及び費用の平準化のため、4年かけて備蓄

予算額 11,225千円（国 5,666 〇 5,559）

1 事業目的

難病患者等の療養生活上の悩みや不安を取り除き、社会参加や自立を支援するため、相談支援や一時入院事業等を行う。

2 実施主体 県、市町村

3 事業内容

（1）難病相談支援センター事業 5,266千円

難病患者やその家族等からの相談に対する助言や情報提供などの実施

- ・委託先 NPO法人秋田県難病団体連絡協議会
- ・事業内容 相談支援員の配置、各種相談支援、ピアサポート事業の実施等

（2）小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 137千円

市町村が行うパルスオキシメーターやネブライザー等の日常生活用具給付事業に対する補助

- ・補助率 市：1／2（国1／2）
町村：3／4（国1／2、県1／4）

（3）小児慢性特定疾病児童等自立支援事業 1,158千円

小児慢性特定疾病児童等の健全育成や自立を支援するための関係者による協議会、療養相談会、医療相談ワーキンググループ等の開催

①慢性疾病児童等地域支援協議会 312千円

小児慢性特定疾病児童等とその家族の現状や課題を把握し、実情に応じた支援策についての協議

- ・開催回数 2回
- ・構成員 医師、医療ソーシャルワーカー、労働局、患者会、教育庁

②療養相談会 215千円

患者会等による疾病や療養の状況に応じた相談支援や情報提供等

- ・開催回数 1回

③④医療相談ワーキンググループ 341千円

各保健所に配置した自立支援員からの報告等を基に小児科医や医療ソーシャルワーカー等が対策を検討

- ・開催回数 2回

④⑤移行期医療支援研修会 290千円

小児科及び成人科の医療従事者等に対する研修会を開催

- ・開催回数 1回

（4）在宅難病患者一時入院事業 4,664千円

介護者の病気や休息（レスパイト）により在宅介護の継続が困難になった在宅難病患者の一時入院の支援

- ・対象者 人工呼吸器装着等により医学的管理下に置く必要がある難病患者
- ・委託先 難病診療連携拠点病院
難病診療分野別拠点病院
難病医療協力病院
- ・委託費 19,270円×入院日数（上限14日）

予算額 5,710,276千円 (⊕ 15,807 ⊖ 5,694,469) [地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的 県立病院機構が担う「救急医療」「高度医療」「精神医療」などの政策医療や、循環器・脳脊髄センター及びリハビリテーション・精神医療センターの研究を推進し、県民への医療サービスの向上を図るため、その運営に要する経費を交付する。 また、県立病院機構の将来のあり方を検討する委員会を運営するとともに、県立病院機構に対し医療経営コンサルティングに係る費用を補助する。 2 実施主体 県、県立病院機構 3 事業内容 (1) 政策医療等に対する交付金 5,441,499千円 ①循環器・脳脊髄センター 2,914,846千円 ・救急・高度医療に要する経費 ・研究部門に要する経費 ・医療機器等の整備に要する経費 等 ②リハビリテーション・精神医療センター 2,526,653千円 ・リハビリテーション医療に要する経費 ・精神・高度医療に要する経費 ・医療機器等の整備に要する経費 等	(2) 共済費負担金 252,970千円 地方公務員等共済組合法に基づく負担 ・共済組合の給付に要する経費 ・共済の事務に要する経費 (3) 経営基盤強化支援事業 15,807千円 ①将来のあり方検討委員会の運営費 242千円 県立病院機構が担うべき役割を明確にし、県内医療機関との役割分担・連携強化や、適正な人員体制等について協議 ・開催回数 年4回 ・構成員 秋田大学学長、県医師会長、 県病院協会長、県立病院機構理事長等 ②^新調査分析・あり方検討コンサルティング 15,565千円 県立病院機構に対し県内の医療需要等の調査分析や県立病院機構のあり方検討支援等の医療経営コンサルティング経費を補助 ・対象経費 コンサルタント委託経費 ・補助率 県10/10
---	---

地方独立行政法人秋田県立病院機構支援事業 (経営基盤強化支援事業)

将来のあり方検討委員会

設置主体：県

委員構成：大学、県医師会、県病院協会、
病院機構、県

検討事項：

- ① 県立病院が担うべき医療機能に関する事
- ② 県内医療機関との連携強化・役割分担に関する事
- ③ 県立病院の将来的な医療提供体制に関する事
- ④ 病院機構の経営体制に関する事
- ⑤ その他病院機構及び県立病院の運営に関する事

スケジュール：

～R8. 3. 31 第4期中のあり方取りまとめ
～R10. 3. 31 第5期以降のあり方取りまとめ

検討結果の反映等

経営管理会議

構 成：県、病院機構

内 容：業務や収支の実績等を踏まえた課題の整理・
医業収支改善策等の検討

調査分析・あり方検討支援コンサルティング

補助対象：病院機構

実施内容：

- ① 調査分析
医療需要、介護需要の推計、
周辺競合調査、政策動向等調査、
経営状況分析、診療統計の分析
- ② あり方検討支援
各病院の機能・規模の検討、検証
運営形態等の検討、地域医療連携推進
法人の有用性の検証
- ③ 短期的な課題解決のためのサポート
施設基準・加算等の向上可能性検証、
コスト分析
- ④ その他

分析
データの
提供
等
の
反
映

第4期中期計画の必要な見直し・各年度計画への反映
第5期中期目標・中期計画の策定

運営費交付金に過度に依存しない持続可能な経営基盤の確立

地方独立行政法人秋田県立病院機構の経営改善に向けた取組状況について

医務薬事課

4～11月の医業収支の状況（※運営費交付金を除く）

単位：百万円

1 次期理事長予定者

次期理事長（任期：令和7年4月1日～令和11年3月31日）として、清水宏明氏（現職：秋田大学大学院脳神経外科学講座教授）を予定している。

2 経営管理会議における経営改善策の検討

循脳センター及びリハセンの安定的な経営を図るため、業務や収支等の実績を踏まえた財務管理や経営改善策の検討を行う経営管理会議を、県と機構が合同で設置し、協議を継続している。

	循環器・脳脊髄センター			リハビリテーション・精神医療センター		
	R6	R5	増減	R6	R5	増減
医業収益	1,888	2,105	-217	1,671	1,697	-26
医業費用	3,911	3,980	-69	2,783	2,682	+101
収支差	-2,023	-1,875	-148	-1,112	-985	-127

四捨五入で計数が一致しない場合がある。

（1）R6年11月期までの経営実績

① 医業収支（運営費交付金を除く）

・循脳センター

患者数・診療単価の減により入院収益が前年同期を下回り、医業収支の赤字は約148百万円拡大した。

・リハセン

患者数・診療単価の減により入院収益が前年同期を下回り、医業収支の赤字は約127百万円拡大した。

② 現金預金（有価証券を含む）残高

12月末の現金預金残高は、9月末に比べ約9千万円増加し、約12.4億円となった。

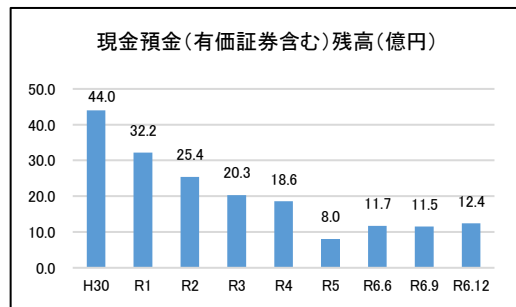
③ 病床利用率

・循脳センター

病床利用率は、回復期リハビリ病床の患者数減などにより52.4%と、前年同期の55.0%を下回った。

・リハセン

病床利用率は、リハビリ科・精神科とも患者数が減少して86.5%と、前年同期の89.8%を下回った。



（2）常勤医師の状況

・循脳センター

10月1日付けで循環器内科医師1名を採用した。

・リハセン

4月以降、医師数に変化はない。

循脳センター	R5.4	R6.4	R6.10
常勤医師数	22	24	25
脳神経外科	8	9	9
循環器内科	4	1	2
脊髄脊椎外科	4	4	4
脳卒中診療部	0	1	1
リハビリ科	1	2	2
麻酔科	1	2	2
放射線科	3	3	3
病理科	1	1	1
総合診療部	0	1	1

3 新たな取組の開始状況

(1) 新薬によるアルツハイマー病治療の推進

循脳センターのアミロイドPET検査^{*1}は、4月から12月までに22件
(診療報酬額2,701千円)

リハセンのレカネマブ^{*2}投与による治療は、4月から12月までに137件
(診療報酬額46,541千円)、新規患者は、当面1か月当たり1～2件で推移見込。

^{*1}アミロイドPET検査:アミロイドPET検査薬を使用し、アルツハイマー型認知症の原因と考えられるアミロイドβの脳内沈着を診ることができる検査

^{*2}レカネマブ:アルツハイマー病の脳内に蓄積する病因タンパク質(アミロイドβタンパク質)を除去し、認知機能低下の進行を抑制することが示された点滴治療薬

【新薬によるアルツハイマー病治療の実績(件)】

	4-6	7-9	10月	11月	12月	計
アミロイドPET	5	8	5	2	2	22
レカネマブ	30	44	19	22	22	137

(2) 認知症の予防・早期発見に向けた体制の整備

リハセンでは、脳ドック(R6県共済契約単価44,880円)の実施件数増加に向け、今年度から大仙市脳ドック協力医療機関の契約を締結し、12月時点で10件実施した。

(3) 地域の医療機関、介護・福祉施設等との連携強化

循脳センターでは、地域包括ケア病床設置に伴い、これまでの秋田大学や市内病院等からの転院受入に加え、新たに往診専門クリニック等からの入院受入を開始した。

今後は、紹介元の医療機関との連携を強化するため、訪問活動を実施する。

(4) 回復期リハビリテーションを中心とした回復期・生活期医療の充実

地域包括ケア病床による入院管理料の増(1,429点→2,620点)となったが、病床利用率は低調に推移している。

【地域包括ケア病床(20床)の稼働状況】

	4-6	7-9	10月	11月	12月	計
入院延患者数(人)	619	1,025	189	127	231	2,191
病床利用率(%)	34.0	55.7	30.5	21.2	37.3	39.8

(5) 外部専門家からの意見聴取

8月及び12月の経営管理会議で、総務省のアドバイザー派遣制度を活用して医療コンサルタントの助言を得た。

(6) 地域の医療機関との連携強化・役割分担に向けた取組

8月及び12月に秋田市内6病院長による意見交換会を開催し、引き続き、秋田市内急性期医療に関する連携・役割分担について協議を継続している。

(7) 診療報酬改定に対応した収益確保に向けた取組

中期計画で見込んでいる診療報酬改定に伴う減収については、新たな施設基準・加算の届出により減収幅を縮減する。

(8) 常勤医師の確保に向けた取組

10月1日付けで循環器内科の常勤医師1名を採用した。非常勤医師による当直対応等を継続しながら、秋田大学との調整を進めている。

(9) 中長期的な対応に関する検討

病院機構の中長期的なあり方(構想)を検討する委員会に、秋田大学・県医師会・県病院協会から外部委員を任命し、1月29日に初回の検討委員会を開催し、運営費交付金に過度に依存しない持続可能な経営基盤の確立に向け検討を進めることを確認した。

委員長:秋田大学長 委員:県医師会長、県病院協会会長、病院機構理事長・各病院長、県理事・部長・次長

(10) 高度医療施設・機器の有効活用等に向けた取組

循脳センターの高度医療施設・機器の有効活用に向け、秋田大学との共同利用などを検討しているほか、秋田大学との連携の下、脳卒中・心臓病等(循環器病)患者を中心とした包括的な支援の実施に向けた検討を進めている。

また、大学病院等県内医療機関でガンマナイフ適応疾患のほとんどを引き受け可能な見通しが立ったことから、ガンマナイフの更新を取りやることとした。

予算額 27,017千円（国 6,961 人 5,778 諸 17 〇 14,261）[地域医療介護総合確保基金]

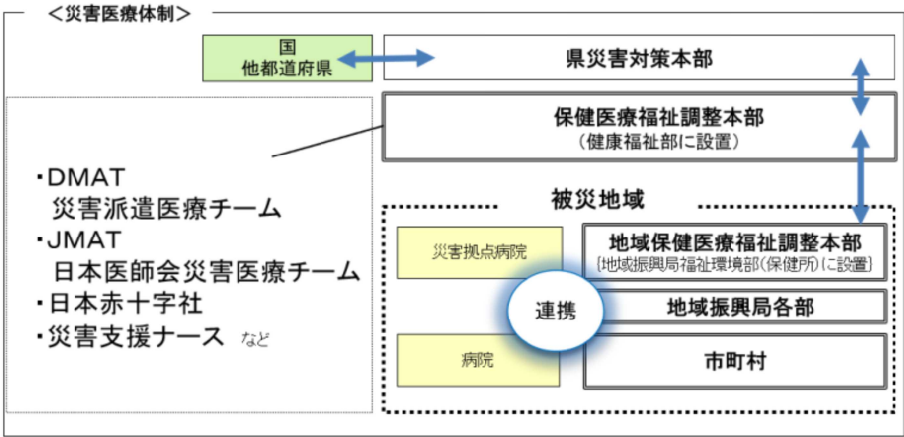
1 事業目的

災害の頻発・大規模化に鑑み、災害現場や避難所において救護に当たる保健医療福祉活動チームを整備するとともに、病院の負傷者受入調整、保健医療福祉活動チーム派遣調整等を行う秋田県保健医療福祉調整本部の機能を強化する。

2 事業内容

- (1) 災害医療従事者の育成 3,745千円
災害医療従事者を育成する講習会開催に要する経費
- (2) 災害医療体制の整備 3,740千円
被災地への保健医療福祉活動チーム（DMAT、JMAT等）の派遣等に要する経費
- (3) 保健医療福祉調整本部の強化 3,334千円
本部訓練及び本部構成員（災害医療コーディネーター等）の研修に要する経費
- (4) 災害・救急医療情報センターの運営 9,582千円
病院の被災状況の把握や患者搬送調整に用いるシステム（EMIS）の運営等に要する経費
- (5) 災害派遣医療チーム等の養成 6,616千円
DMAT隊員の養成及びJMAT装備品整備等に要する経費

参考



【保健医療福祉調整本部訓練計画】
県災害対策本部、市町村、保健医療福祉活動チーム等の関係機関との連携体制強化のため、県総合防災訓練（9月頃）、県冬期防災訓練（2月頃）等と連動した訓練を実施する。

予算額 48,371千円（Ⓐ 48,371）[地域医療介護総合確保基金]

1 事業目的

地域包括ケアシステムの構築に向け、各圏域における在宅医療提供体制の構築と介護との連携強化を図るため、在宅医療に携わる多職種の連携を促進する「在宅医療推進センター」を設置・運営し、郡市医師会等と連携しながら在宅医療を推進する。

2 実施主体 県（委託先：秋田県医師会）

3 事業内容

（1）在宅医療推進協議会の開催

各圏域において、医師のグループ化や多職種連携等に関する協議を行う。

（2）医療・介護連携推進協議会の開催

各圏域において、市町村や地域包括支援センター等と医療介護の連携に関する協議を行う。

（3）医療デジタル化推進協議会の開催

有識者や医療機関からなる協議会を開催し、オンライン診療や多職種連携など、医療のデジタル化の推進に向けた協議・検討を行う。

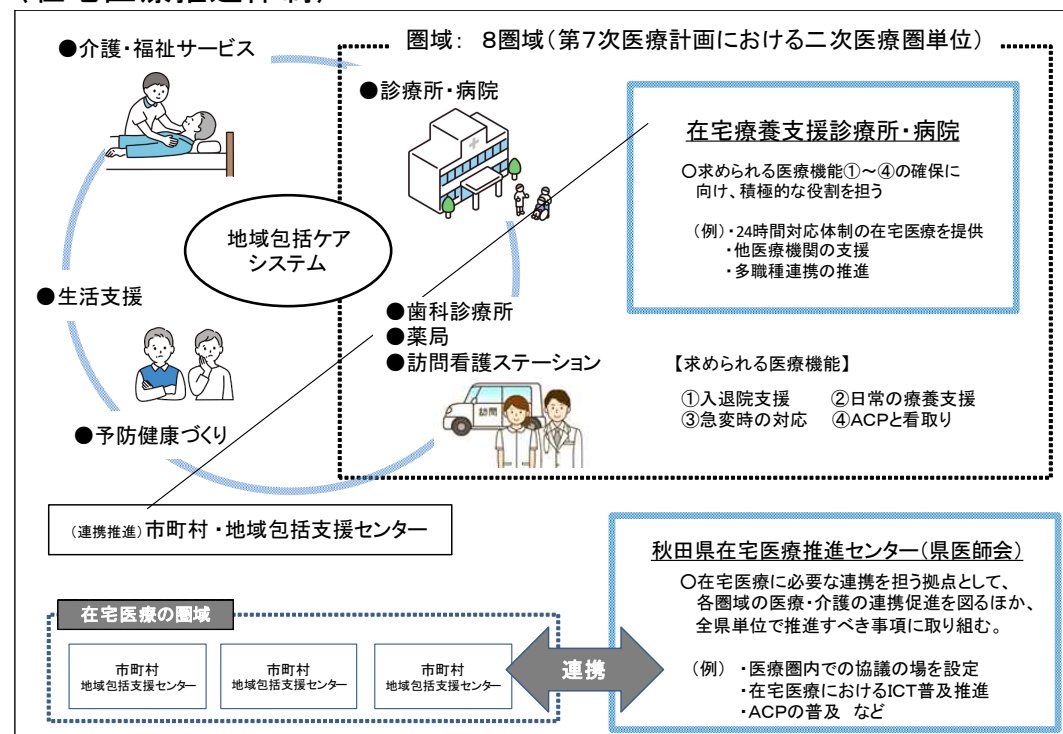
（4）多職種連携研修会等の開催

医療・介護従事者に対し、ICTを活用した多職種連携やACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及に向けた実務研修等を開催する。

（5）医療従事者への安全対策研修等の開催

在宅訪問中の暴力やハラスメント防止対策に関する協議会及び研修会等を開催する。

〈在宅医療推進体制〉



予算額 74,025千円（㊦ 74,025）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

今年度から開始された医師の時間外・休日労働時間の上限規制等に対応するため、医療機関の勤務環境の改善に向けた取組を支援することにより、良質かつ適切な医療を提供する体制の確保を図る。

2 実施主体 県

3 事業内容

(1) 医療勤務環境改善支援センター運営事業

788千円

医療勤務環境改善支援センター運営協議会の開催や医療機関に対する勤務環境改善の具体的な取組への支援を行う。

(2) ㊦地域医療勤務環境改善体制整備特別事業

32,332千円

教育研修体制を有する医療機関における医師の労働時間短縮の取組を実施する経費への支援を行う。

- ・補助先 秋田大学医学部附属病院
- ・対象経費 i) 勤怠管理システムの増設費
(補助率 県1/2)
- ii) タスク・シフト/シェアの推進に資する診療看護師及び医師事務作業補助者の新規雇用分に係る人件費
(補助率 県10/10)

(3) ㊦勤務環境改善医師派遣等推進事業

40,905千円

長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う特定労務管理対象機関（※）の医師の時間外・休日労働時間を短縮することを目的として、医師派遣を行う特定労務管理対象機関への運営等に対する支援を行う。

※特定労務管理対象機関

時間外・休日労働が年間960時間を超えることがやむを得ない医師が勤務することとして、知事の指定を受けている医療機関

【派遣元医療機関への支援】 40,500千円

- ・補助先 秋田大学医学部附属病院
- ・対象経費 医師派遣に係る逸失利益（自院で勤務することにより本来得られるはずの経常利益相当額）の補填
- ・補助率 県10/10

【派遣先医療機関への支援】 405千円

- ・補助先 中通総合病院
- ・対象経費 派遣医師を受け入れるための経費（需用費・備品購入費）
- ・補助率 県1/2

予算額 416,893千円（Ⓐ 215,946 ㊦ 907 ㊰ 200,040）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

医師の増加と地域偏在の是正に向け、医師が大学と地域の病院等を循環しながら研鑽を積みキャリア形成ができる体制を構築することにより、医師の県内定着を図る。

2 事業内容

(1) 地域医療従事者医師修学資金等貸与事業

299,778千円

県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする医学生に対し、修学資金を貸与する。

①貸与者数 秋田大学医学部地域枠学生
173人（新規29人、継続144人）

※新規29人について、秋田県地域枠24人程度、全国地域枠5人程度で募集していたが、令和7年度は29人全員を秋田県地域枠としている。

②貸与月額 自宅通学者 100千円
自宅外通学者 150千円

(2) あきた医師総合支援センター運営事業

91,566千円

修学資金貸与医師等の若手医師に対するキャリア形成の支援等を行う。

①運営体制 県と秋田大学が共同で運営

②事業内容

【大学】

- ・地域循環型キャリア形成支援システム(※)の推進
- ・修学資金貸与者のキャリアプラン作成支援
- ・最新の知識や技術に関する研修等の実施
- ・県外から県内の専門研修への誘導
- ・若手医師を指導する医師の派遣
- ・男女共同参画の推進
- ・各種相談対応、広報活動 等

※地域循環型キャリア形成支援システム

修学資金の貸与を受けた若手医師等が、大学と地域の医療機関を循環しながら研鑽を積むシステム

【県】

- ・ドクターバンクによる医師の紹介
- ・修学資金貸与医師の配置調整 等

令和6年度 修学資金貸与の状況

(R7年1月現在)

	医 学 生								大学院生	研修医	計
	県内 地域枠	全国 地域枠	一般枠	市町村 振興枠	ふるさと 元気枠	岩手医 科大枠	東北医 薬大枠				
貸与期間中	146	22	0	3	2	7	16	0	0	0	196
新規	24	5				1	4				34
継続	122	17		3	2	6	12				162
返還猶予中	6	1	0	5	3	0	0	1	0	0	16
義務履行中	161	31	1	22	19	0	0	2	0	0	236
臨床研修	38	10		13	0						61
勤 務	123	21	1	9	19			2			175
(うち知事指定)	(42)	(6)	(0)	(3)	(8)			(2)			(61)
義務終了	17	1	36	10	8	0	0	25	17	114	
返 還	12	7	5	9	8	0	0	1	2	44	
計	342	62	42	49	40	7	16	29	19	606	

(3) 地域偏在改善に向けた地域医療実習支援事業
16,000千円

地域医療に従事することの意義を理解し、医師少数区域等で積極的に勤務する意欲を持った医師を養成するため、秋田大学医学生の実習を受け入れる医療機関に対し、実習受入経費を助成する。

- ①補助対象 医師少数区域等の実習受入医療機関
- ②対象経費 医療機関が負担する受入経費
- ③積算 80千円×10月×20医療機関
- ④補助率 10/10

(4) 総合的な診療能力を持つ医師養成支援事業
3,521千円

秋田大学に設置された「総合診療医センター」と連携して、将来、本県での従事が見込まれる東北医科薬科大学や自治医科大学、岩手医科大学等の医学生に対して、総合的な診療能力を持つ医師の養成に係る卒前教育等を行う。

- ・ 県外医学生を対象とした地域医療実習の実施
- ・ 秋田大学医学生と県外医学生合同のシンポジウム等の開催

(5) 専門医認定支援事業 907千円

医師少数県である本県の研修医療機関において、専門研修を促進するため、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定に要する経費を助成する。

- ①補助対象 秋田大学医学部附属病院
- ②対象経費 プログラム策定に要する経費
- ③補助率 1/2 (国10/10)

(6) デジタル技術を活用した総合診療医等育成支援事業 5,121千円

高齢化が進む地域において必要とされる総合診療医の育成やチーム医療の向上を図るため、医療MaaS(※)を活用した医学生・研修医の研修及び多職種連携を推進するための研修等を支援する。

- ①補助対象 秋田大学
- ②対象経費 研修等に要する経費
- ③補助率 10/10

※医療MaaS (Mobility as a Service)

医療機能を搭載し、病院との間をオンラインでつなげられる車両

予算額 55,512千円（ $\oplus$ 54,216 $\ominus$ 1,068 $\oplus$ 228）〔地域医療介護総合確保基金〕

1 事業目的

医療従事者をを目指す学生の修学を容易にする
とともに、県内医療従事者の確保・定着を図り、
医療環境の向上を目指す。

2 事業内容

- (1) 看護職員修学資金貸付金 42,216千円
- ①対象 看護師等学校養成所に在学し、
将来県内の医療施設等に勤務し
ようとする者
- ②貸与月額 保健師・助産師・看護師
公立 32千円 私立 36千円
准看護師
公立 15千円 私立 21千円
大学院
国内 83千円 国外 200千円
- ③貸与者数 97人（継続47人、新規50人）
※新規貸与枠を拡大（25人分増）
- ④返還免除
(現行)
対象施設 ・200床未満の病院等
従事期間 ・5年間
- (改正後)
対象施設 ・現行に加え200床以上の病院も
対象
従事期間 ・200床未満の病院等：5年間
200床以上の病院：7年間
※訪問看護事業所に従事する場合の実務経験
3年の要件を廃止

- ⑤適用 令和7年4月1日以後の入学
者より適用

(2) 理学療法士等修学資金貸付金 12,000千円

- ①対象 理学療法士等養成施設に在学
し、将来県内の医療施設等に
勤務しようとする者
- ②貸与月額 公立30千円、私立40千円
- ③貸与者数 25人（継続17人、新規8人）
- ④返還免除 免許取得後、県内の医療機関
等で貸与期間の3/2に相当する
期間、勤務した場合

(3) 歯科衛生士修学資金貸付金 1,296千円

- ①対象 歯科衛生士養成施設に在学し、
将来県内の医療施設等に勤務
しようとする者
- ②貸与月額 36千円
- ③貸与者数 3人（継続2人、新規1人）
- ④返還免除 免許取得後、県内の医療機関
等で貸与期間の3/2に相当する
期間、勤務した場合

【議案第 7 9 号関係】

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する
条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

地域の実情に鑑み、民生委員の定数を改める必要がある。

2 改正内容

次の 1 市 1 町の民生委員の定数を次のとおりとすることとする。

(単位：人)

市町村	民生委員の定数		
	改正前	改正後	増減
大館市	2 8 4	2 8 6	+ 2
山本郡藤里町	1 8	1 7	- 1
県 計 (秋田市を除く。)	2, 6 8 2	2, 6 8 3	+ 1

3 施行期日

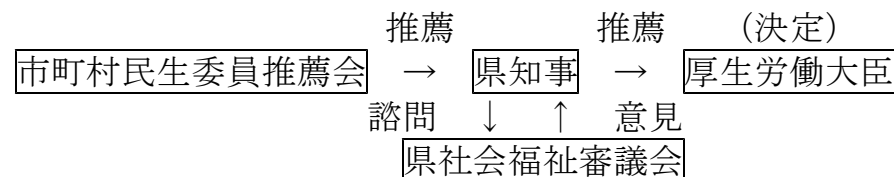
この条例は、令和 7 年 1 2 月 1 日から施行することとする。

(参考)

○定数設定の考え方

定数については、住民に対するサービスが適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ、弾力的に設定することとされており、厚生労働大臣の定める基準を参酌しつつ、市町村長の意見を聴いて定める。

○委嘱までの流れ



○改選スケジュール（予定）

- R6. 6～8 【県・市町村】 事前定数要望調査
- R7. 2 【県】 民生委員定数条例改正案を提出
- R7. 8まで 【市町村】 市町村民生委員推薦会を開催し、候補者を決定
- R7. 9 【県】 県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会を開催し、市町村から推薦のあった候補者を審査
- R7. 10～11月 【国・県】 県経由で市町村へ決定を通知
- R7. 12. 1 一斉改選

秋田県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新					旧				
民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。					民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第四条第一項の民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。				
略	山本郡藤里町	略	大館市	略	略	山本郡藤里町	略	大館市	略
略	一七人	略	二八六人	略	略	一八人	略	二八四人	略

【議案第 8 0 号関係】

秋田県一時保護施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 制定理由

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号）による児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正に伴い、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める必要がある。

2 内容

- (1) この条例において使用する用語は、児童福祉法及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準（令和 6 年内閣府令第 2 7 号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例によることとする。（第 2 条関係）
- (2) (4)に定めるもののほか、基準府令（同令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、一時保護施設の基準とすることとする。（第 3 条関係）
- (3) (2)の場合において、一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防並びにまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施しなければならないこととする。（第 3 条関係）
- (4) 一時保護施設は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、速やかに当該児童を保護した児童相談所に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないこととする。（第 4 条関係）

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

（参考）

主な基準府令の内容

- ①一時保護施設の第三者評価
- ②児童の権利擁護
- ③設備の基準
- ④職員配置基準
- ⑤夜間の職員配置
- ⑥一時保護施設の管理者、指導教育職員
- ⑦衛生管理等
- ⑧児童の健康状態の把握
- ⑨児童の教育

【議案第 8 1 号関係】

秋田県救護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例案の概要について

地域・家庭福祉課

1 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 6 年厚生労働省令第 1 6 4 号）による救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（昭和 4 1 年厚生省令第 1 8 号）の一部改正により、救護施設等の設備及び運営に関する基準について所要の規定の整備を行う必要がある。

2 改正内容

- (1) (2)に定めるもののほか、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準に定めるものをもって、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設（以下「救護施設等」という。）の基準とすることとする。（第 3 条関係）
- (2) 救護施設等の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならず、救護施設等は、当該救護施設等の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように必要な措置を講じなければならないこととする。（第 4 条関係）
- (3) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

（参考 1）救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準（厚生省令）の改正

改正内容

救護施設・更生施設に配置すべき職員のうち、「栄養士」について「栄養士又は管理栄養士」とする。

（参考 2）県内の救護施設等（秋田市に所在するものを除く）

- ・救護施設 1 カ所（ひばりが丘ホーム、北秋田市）
- ・授産施設 1 カ所（ワークセンターゆざわ、湯沢市）

○救護施設

身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行う

○授産施設

身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長する

【議案第 8 2 号関係】

秋田県北部老人福祉総合エリア条例等の一部を改正
する条例案の概要について

長寿社会課

1 改正理由

秋田県北部老人福祉総合エリア等の使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同施設の使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

次に掲げる条例について、各施設の使用料の額を引き上げることとする。

- (1) 秋田県北部老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 3 号）
- (2) 秋田県中央地区老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 4 号）
- (3) 秋田県南部老人福祉総合エリア条例（平成 1 7 年秋田県条例第 6 5 号）

3 改正率

令和 2 年に対する令和 5 年の秋田市消費物価指数の上昇率に準じて、各施設の使用料を 7. 7 % 引き上げる。

宿泊室については、秋田市内の宿泊施設との料金比較を基に、1 5. 0 % 引き上げる。

4 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

【使用料の額】

(1) コミュニティセンター

区分		単位	旧	新	対象施設
会議室		1時間につき	1,360円	1,460円	北部、中央、南部
研修室			1,570円	1,690円	北部、中央
			1,360円	1,460円	南部
視聴覚室			1,570円	1,690円	北部、中央、南部
多目的ホール			2,620円	2,820円	北部、中央
茶室			900円	970円	北部、中央
文芸室			1,360円	1,460円	北部、中央
陶芸室			1,570円	1,690円	北部、中央
木工室			1,570円	1,690円	北部、中央
料理室			1,570円	1,690円	北部
宿泊室	幼児	1人1泊につき	1,150円	1,320円	北部、中央、南部
	小学校児童		2,310円	2,660円	北部、中央、南部
	一般		3,140円	3,610円	北部、中央、南部

(2) 設備

区分	単位	旧	新	対象施設
16ミリ用映写機	1式1回につき	2,830円	3,050円	中央、南部
スライド用映写機		610円	660円	北部、中央、南部
オーバーヘッド プロジェクター		610円	660円	北部、中央、南部
プロジェクター		610円	660円	北部、中央、南部
ビデオテープ レコーダー		610円	660円	北部、中央、南部

(3) 休憩使用

区分	単位	旧	新	対象施設
小学校児童	1人1回につき	310円	330円	北部、中央、南部
一般		630円	680円	北部、中央、南部
回数券 (6回券)	小学校 児童	1,570円	1,690円	北部、中央、南部
	一般	3,140円	3,380円	北部、中央、南部

(4) 屋内運動広場、テニスコート等

区分		単位	旧	新	対象施設
屋内運動広場		1面1時間につき	450円	480円	北部、中央、南部
テニスコート		1面1時間につき	450円	480円	北部
屋内温水プール	幼児、小学校児童 及び中学校生徒	1人1回につき	210円	230円	中央、南部
	高等学校生徒及び 高等専門学校の学生		370円	400円	中央、南部
	一般		520円	560円	中央、南部
屋内温水プール (6回券)	幼児、小学校児童 及び中学校生徒	1人1回につき	1,050円	1,130円	中央、南部
	高等学校生徒及び 高等専門学校の学生		1,830円	1,970円	中央、南部
	一般		2,620円	2,820円	中央、南部
緑地運動広場		1人1日につき	200円	220円	南部

<参考>各エリアの概要及び利用者数（単位：人）

○北部老人福祉総合エリア

設 立：1999年（H11年）

所 在 地：大館市

	R元	R2	R3	R4	R5
休憩	25,009	19,610	21,444	22,910	27,539
宿泊	2,392	801	959	2,039	2,521
会議室等	3,427	1,592	2,182	1,850	2,395
屋内運動広場	1,298	533	743	1,676	695
テニスコート	1,185	590	842	1,517	1,590
合計	33,311	23,126	26,170	29,992	34,740

○中央地区老人福祉総合エリア

設 立：1997年（H9年）

所 在 地：秋田市

	R元	R2	R3	R4	R5
休憩	39,558	31,572	27,572	29,736	34,750
宿泊	2,650	787	875	1,955	2,144
会議室等	28,065	13,728	14,408	15,121	19,251
屋内運動広場	23,306	21,673	22,339	23,153	24,921
緑地運動広場	3,407	2,817	3,960	3,742	2,933
プール	32,438	26,542	21,120	0	0
休憩&プール セット	706	326	182	0	0
合計	130,130	97,445	90,456	73,707	83,999

○南部老人福祉総合エリア

設 立：1988年（昭和63年）

所 在 地：横手市

	R元	R2	R3	R4	R5
休憩	11,054	5,518	6,734	7,179	9,950
宿泊	708	41	311	542	525
会議室等	355	48	95	28	25
屋内運動広場	4,179	1,895	1,916	1,314	1,142
プール	5,181	4,872	6,699	6,369	6,800
休憩&プール セット	44	37	78	71	75
合計	21,521	12,411	15,833	15,503	18,517

【議案第 8 3 号関係】

秋田県総合保健センター条例の一部を改正
する条例案の概要について

健康づくり推進課

1 改正理由

秋田県総合保健センターの利用に係る費用の適正な負担を確保するため同センターの研修室等の使用料の額及び診断書等の交付に係る手数料の額を引き上げる等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 秋田県総合保健センターに係る施設の使用料及び健康診査に係る使用料の額を引き上げることとする。（別表関係）
- (2) 16ミリ用映写機、スライド用映写機、オーバーヘッドプロジェクター及びビデオデッキの供用廃止に伴い、これらの使用料を廃止することとする。（別表関係）
- (3) 診断書及び証明書の交付に係る手数料の額を引き上げることとする。（別表関係）

3 改正率

令和5年の秋田市消費者物価指数に準じて、使用料等の額を7.7%引き上げる。

4 施行期日等

- (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとする。
- (2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

【使用料等の額】

1 施設使用料

区分	単位	新	旧
第一研修室	午前九時から正午まで	8,720円	8,100円
	午後一時から午後五時まで	11,630円	10,800円
	午前九時から午後五時まで	20,360円	18,900円
	午後五時後の時間一時間につき	2,910円	2,700円
第二研修室	午前九時から正午まで	5,530円	5,130円
	午後一時から午後五時まで	7,370円	6,840円
	午前九時から午後五時まで	12,890円	11,970円
	午後五時後の時間一時間につき	1,840円	1,710円
第三研修室	午前九時から正午まで	4,980円	4,620円
	午後一時から午後五時まで	6,630円	6,160円
	午前九時から午後五時まで	11,610円	10,780円
	午後五時後の時間一時間につき	1,660円	1,540円
栄養実習室	午前九時から正午まで	10,210円	9,480円
	午後一時から午後五時まで	13,610円	12,640円
	午前九時から午後五時まで	23,820円	22,120円
	午後五時後の時間一時間につき	3,400円	3,160円
大会議室	午前九時から正午まで	21,970円	20,400円
	午後一時から午後五時まで	29,290円	27,200円
	午前九時から午後五時まで	51,270円	47,600円
	午後五時後の時間一時間につき	7,320円	6,800円
小会議室	午前九時から正午まで	6,430円	5,970円
	午後一時から午後五時まで	8,570円	7,960円
	午前九時から午後五時まで	15,000円	13,930円
	午後五時後の時間一時間につき	2,140円	1,990円
展示ホール	一日	2,040円	1,890円

2 設備使用料

区分	単位	新	旧
ビデオプロジェクター	一式一回につき	660円	610円
金ぴょうぶ	一雙一回につき	1,240円	1,150円

3 健康診査に係る使用料

区分		単位	新	旧
総合健診		一人につき	44,110円	40,960円
婦人科健診	乳房X線検査（一方向撮影）及び乳房超音波検査を行うもの	一人につき	8,940円	8,300円
	乳房X線検査（二方向撮影）及び乳房超音波検査を行うもの	一人につき	10,630円	9,870円
	乳房X線検査（一方向撮影）を行うもの	一人につき	6,120円	5,680円
	乳房X線検査（二方向撮影）を行うもの	一人につき	7,810円	7,250円
	乳房超音波検査を行うもの	一人につき	6,900円	6,410円

4 手数料

区分	単位	新	旧
診断書の交付	一通につき	2,370円	2,200円
証明書の交付	一通につき	2,370円	2,200円
二通以上	一通につき	240円	220円

【議案第 8 4 号関係】

秋田県健康増進交流センター条例の一部を改正
する条例案の概要について

健康づくり推進課

1 改正理由

秋田県健康増進交流センターの使用に係る費用の適正な負担を確保するため、同センターの使用料の額を引き上げる必要がある。

2 改正内容

秋田県健康増進交流センターの入館料及び研修室等の使用料の額を引き上げることとする。（別表関係）

3 改正率

令和 5 年の秋田市消費者物価指数に準じて、使用料の額を 7. 7 % 引き上げる。

なお、宿泊室及び大広間の使用料については、秋田市内の他の宿泊施設との平準化を図るため、1 5 % 引き上げる。

4 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

【使用料の額】

1 入館料

区分			単位	新	旧
普通料金	通常の使用	幼児	一人一回につき	330円	310円
		小学校児童		680円	630円
		一般		1,360円	1,260円
	一般浴室のみの使用	幼児		120円	110円
		小学校児童		330円	310円
		一般		680円	630円
団体料金（二十人以上の団体）	幼児	300円		280円	
	小学校児童	560円		520円	
	一般	1,130円		1,050円	
定期券（有効期間一年）			一人につき	20,310円	18,860円

2 研修室等

区分	単位	新	旧
研修室	午前十時から正午まで	1, 360円	1, 260円
	午後一時から午後五時まで	2, 710円	2, 520円
	午前十時から午後五時まで	4, 070円	3, 780円
	午後五時後の時間一時間につき	680円	630円
会議室	午前十時から正午まで	1, 360円	1, 260円
	午後一時から午後五時まで	2, 710円	2, 520円
	午前十時から午後五時まで	4, 070円	3, 780円
	午後五時後の時間一時間につき	680円	630円
休憩室	一室一時間につき	680円	630円
トレーニングルーム	一人一回につき	270円	250円
リラックスルーム	一人一回につき	410円	380円
タオルセット	一式一回につき	270円	250円
水着	一式一回につき	410円	380円
館内着	一式一回につき	270円	250円

3 宿泊室及び大広間

区分				単位	新	旧
宿泊室	一般棟	A 洋室 16㎡	小学校児童 及び中学校生徒	一人一泊 につき	4,460円	3,880円
			一般		6,270円	5,450円
		B 洋室 19㎡	小学校児童 及び中学校生徒		4,950円	4,300円
			一般		6,990円	6,080円
		C 和室 23㎡	小学校児童 及び中学校生徒		4,950円	4,300円
			一般		6,990円	6,080円
		D 和室 32㎡	小学校児童 及び中学校生徒		6,620円	5,760円
			一般		9,400円	8,170円
		E 洋室 26㎡	小学校児童 及び中学校生徒		4,950円	4,300円
	一般		6,990円	6,080円		
	自炊棟		F 和室 14㎡	小学校児童 及び中学校生徒	一人一泊 につき	3,500円
		一般		4,950円		4,300円
G 和室 22㎡		小学校児童 及び中学校生徒	5,060円	4,400円		
			一般	7,110円	6,180円	
大広間			小学校児童 及び中学校生徒	一人一泊 につき	2,920円	2,540円
			一般		4,320円	3,760円

4 施設の使用料

区分		単位	新	旧
対価を得る 場合	月単位で使 用する場合	使用面積一平方メートル 当たり一月につき	2,700円	2,510円
	時間単位で 使用する場 合	使用面積一平方メートル 当たり一時間につき	100円	89円
対価を得な い場合	月単位で使 用する場合	使用面積一平方メートル 当たり一月につき	1,360円	1,260円
	時間単位で 使用する場 合	使用面積一平方メートル 当たり一時間につき	60円	53円

【議案第 8 5 号関係】

秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正
する条例案の概要について

健康づくり推進課

1 改正理由

調理師試験の実施に関する事務の全部を指定試験機関に行わせることに伴い調理師試験の受験の出願に係る手数料を当該指定試験機関の収入とする等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 調理師試験の受験の出願に係る手数料の額を、1 件につき 6, 4 0 0 円（現行 6, 1 0 0 円）に引き上げることとする。（第 2 条関係）
- (2) 指定試験機関が行う調理師試験の受験の出願をする者は、当該出願に係る手数料を当該指定試験機関に納めなければならないこととする。（改正後の第 3 条関係）
- (3) (2)により納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とすることとする。（改正後の第 3 条関係）

3 施行期日

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。

秋田県調理師免許等手数料徴収条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	
第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 略 二 法第三条の二第一項の規定による調理師試験の受験の出願 一件につき 六千四百円 三・四 略	(手数料の額) 第二条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 略 二 法第三条の二第一項の規定による調理師試験の受験の出願 一件につき 六千四百円 三・四 略
	第三条 法第三条の二第二項の規定により知事が調理師試験の実施に関する事務を行わせることとした者（以下この条において「指定試験機関」という。）が行う調理師試験の受験の出願をする者は、前条第二号の手数料を指定試験機関に納めなければならない。
2 前項の規定により指定試験機関に納められた手数料は、当該指定試験機関の収入とする。	
旧	
第三条 手数料の納付先	第三条 手数料の額は、次のとおりとする。 一 略 二 法第三条の二第一項の規定による調理師試験の受験の出願 一件につき 六千四百円 三・四 略
第四条 略	第五条 略

【議案第 8 6 号関係】

秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する
条例案の概要について

健康づくり推進課

1 改正理由

コロナ禍による従業員のいる既存特定飲食提供施設における受動喫煙防止の対応状況に鑑み同施設の喫煙可能室の設置に係る経過措置を延長するとともに、条例で求める措置への対応を終えていない同施設の管理権原者は当該措置に早期かつ着実に取り組むよう努めることとする必要がある。

2 改正内容

- (1) 従業員のいる既存特定飲食提供施設において喫煙可能室を設置してはならないこととする規定及び当該規定の施行のために必要な限度において、職員に検査若しくは質問させることについて協力を求めることができることとする規定に係る経過措置を令和 1 0 年 3 月 3 1 日（現行令和 7 年 3 月 3 1 日）まで延長することとする。（附則第 3 項関係）
- (2) 従業員のいる既存特定飲食提供施設の管理権原者（喫煙可能室を設置しているものに限る。）は、この条例による(1)の経過措置を延長した期間内において、早期かつ着実に喫煙可能室を設置しない状況とするよう努めなければならないこととする。（附則第 4 項関係）
- (3) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとする。

秋田県受動喫煙防止条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第十八条まで（第九条第二項及び第十四条第三項を除く。）並びに附則第三項の規定は令和二年四月一日から、第九条第二項及び第十四条第三項の規定は令和十年四月一日から施行する。 2 略 3 令和二年四月一日から令和十年三月三十一日までの間における第九条第一項及び第十二条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「設置しては」とあるのは「設置しないよう努めなければ」と、第十三条第一項中「、第八条及び第九条」とあるのは「及び第八条」とする。 4 第九条第一項に規定する施設の管理権原者（喫煙可能室を設置しているものに限る。）は、令和七年四月一日から令和十年三月三十一日までの間において、前項の規定による読替え前の同条第一項の受動喫煙を防止するための措置に早期かつ着実に取り組むよう努めなければならない。 5 略	附 則 (施行期日) 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条から第十八条まで（第九条第二項及び第十四条第三項を除く。）並びに附則第三項及び第六項の規定は令和二年四月一日から、第九条第二項及び第十四条第三項の規定は令和七年四月一日から施行する。 2 略 3 令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における第九条第一項及び第十三条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「設置しては」とあるのは「設置しないよう努めなければ」と、第十三条第一項中「、第八条及び第九条」とあるのは「及び第八条」とする。 4 略 5 秋田県健康づくり推進条例（平成十六年秋田県条例第十六号）の一部を次のように改正する。 第二十条中「室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう」を「健康増進法第二十五条の四第三号に規定する受動喫煙をいう。以下同じ」に改める。 6 秋田県健康づくり推進条例の一部を次のように改正する。 第二十条中「第二十五条の四第三号」を「第二十八条第三号」に改める。

に改める。

【議案第 1 0 3 号関係】

地方独立行政法人秋田県立病院機構の定款の変更について

医務薬事課

1 変更理由

令和 7 年 4 月 1 日に新理事長が就任することに伴い、円滑な事業運営と県内の医療機関との連携強化を図るため役員の定数を変更するとともに、その他所要の変更を行う必要がある。

2 変更内容

(1) 役員の定数（第 7 条関係）

「理事」の定数を「4 人以内」から「6 人以内」に変更する。

(2) その他所要の変更

①「公告の方法」に「インターネット」を追加する。
（第 6 条関係）

②その他所要の規定の整理を行うこととする。（別表第 1 関係）

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

＜参考：今後のスケジュール＞

- ・令和 7 年第 1 回定例会（2 月議会）で議決後、総務省へ認可申請
- ・令和 7 年 3 月下旬、総務省より認可

地方独立行政法人秋田県立病院機構定款 新旧対照表

変更後	変更前
地方独立行政法人秋田県立病院機構定款 目 次 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条） 第 2 章 組織及び業務 第 1 節 役員（第 7 条－第10条） 第 2 節 理事会（第11条－第14条） 第 3 節 業務及び執行（第15条－第17条） 第 3 章 資本金等（第18条－第19条） 第 4 章 雑則（第20条） 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。 （名称） 第 2 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。 （設立団体） 第 3 条 法人の設立団体は、秋田県とする。 （事務所の所在地） 第 4 条 法人は、事務所を秋田市に置く。 （法人の種別） 第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。 （公告の方法） 第 6 条 法人の公告は、秋田県公報への掲載又はインターネットの利用（以下「<u>掲載等</u>」という。）により行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により<u>掲載等</u>ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその<u>掲載等</u>に代えることができる。	地方独立行政法人秋田県立病院機構定款 目 次 第 1 章 総則（第 1 条－第 6 条） 第 2 章 組織及び業務 第 1 節 役員（第 7 条－第10条） 第 2 節 理事会（第11条－第14条） 第 3 節 業務及び執行（第15条－第17条） 第 3 章 資本金等（第18条－第19条） 第 4 章 雑則（第20条） 第 1 章 総則 （目的） 第 1 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成 1 5 年法律第 1 1 8 号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。 （名称） 第 2 条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。 （設立団体） 第 3 条 法人の設立団体は、秋田県とする。 （事務所の所在地） 第 4 条 法人は、事務所を秋田市に置く。 （法人の種別） 第 5 条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。 （公告の方法） 第 6 条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に<u>掲載すること</u>ができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその<u>掲載</u>に代えることができる。

変更後	変更前
第 2 章 組織及び業務	第 2 章 組織及び業務
第 1 節 役員	第 1 節 役員
(定数)	(定数)
第 7 条 法人の役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 <u>6 人以内</u> 及び監事 2 人以内を置く。	第 7 条 法人の役員として、理事長 1 人、副理事長 1 人、理事 <u>4 人以内</u> 及び監事 2 人以内を置く。
(職務及び権限)	(職務及び権限)
第 8 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。	第 8 条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。
2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。	2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。	3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。	4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。	5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。	6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。	8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類	一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
二 その他秋田県の規則で定める書類	二 その他秋田県の規則で定める書類
9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。	9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。
(任命)	(任命)
第 9 条 理事長及び監事は、知事が任命する。	第 9 条 理事長及び監事は、知事が任命する。
2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。	2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。
(任期)	(任期)
第10条 理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事の任期は 2 年とする。	第10条 理事長及び副理事長の任期は 4 年とし、理事の任期は 2 年とする。
2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第 1 項に規定する財務諸表の承認の日までとする。	2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第 1 項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。	3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
4 役員は、再任されることができる。	4 役員は、再任されることができる。

変更後	変更前																														
第2節 理事会 (設置及び構成) 第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。 (招集) 第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。 (議事) 第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 議長は、理事会を主宰する。 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。 (権限) 第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 二 年度計画に関する事項 三 予算の作成及び決算に関する事項 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項 第3節 業務及び執行 (病院の名称及び所在地) 第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>所</th><th>在</th><th>地</th></tr><tr><td>秋田県立循環器・脳脊髄センター</td><td></td><td>秋田県</td><td>秋田市</td><td></td></tr><tr><td>秋田県立リハビリテーション・精神医療センター</td><td></td><td>秋田県</td><td>大仙市</td><td></td></tr></table>	名	称	所	在	地	秋田県立循環器・脳脊髄センター		秋田県	秋田市		秋田県立リハビリテーション・精神医療センター		秋田県	大仙市		第2節 理事会 (設置及び構成) 第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。 (招集) 第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。 (議事) 第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。 2 議長は、理事会を主宰する。 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。 (権限) 第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項 二 年度計画に関する事項 三 予算の作成及び決算に関する事項 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項 第3節 業務及び執行 (病院の名称及び所在地) 第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名</th><th>称</th><th>所</th><th>在</th><th>地</th></tr><tr><td>秋田県立循環器・脳脊髄センター</td><td></td><td>秋田県</td><td>秋田市</td><td></td></tr><tr><td>秋田県立リハビリテーション・精神医療センター</td><td></td><td>秋田県</td><td>大仙市</td><td></td></tr></table>	名	称	所	在	地	秋田県立循環器・脳脊髄センター		秋田県	秋田市		秋田県立リハビリテーション・精神医療センター		秋田県	大仙市	
名	称	所	在	地																											
秋田県立循環器・脳脊髄センター		秋田県	秋田市																												
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター		秋田県	大仙市																												
名	称	所	在	地																											
秋田県立循環器・脳脊髄センター		秋田県	秋田市																												
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター		秋田県	大仙市																												

変更後	変更前
(業務の範囲) 第16条 法人は、第 1 条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 一 医療を提供すること。 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。 四 医療に関する地域への支援を行うこと。 五 災害時における医療救護を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。	(業務の範囲) 第16条 法人は、第 1 条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。 一 医療を提供すること。 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。 四 医療に関する地域への支援を行うこと。 五 災害時における医療救護を行うこと。 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
(業務の執行) 第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。	(業務の執行) 第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。
第 3 章 資本金等	第 3 章 資本金等
(資本金等) 第18条 法人の資本金は、法第66条の 2 第 1 項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。 2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるものとする。	(資本金等) 第18条 法人の資本金は、法第66条の 2 第 1 項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。 2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第 1 及び別表第 2 に掲げるものとする。
(残余財産の帰属) 第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。	(残余財産の帰属) 第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。
第 4 章 雑則	第 4 章 雑則
(委任) 第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。	(委任) 第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

変更後	変更前
附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第15条の改正規定、別表第1の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）は平成31年3月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この定款は、令和7年4月1日から施行する。</u>	附 則 この定款は、法人の成立の日から施行する。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。 附 則 (施行期日) 1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。 3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。 附 則 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第15条の改正規定、別表第1の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）は平成31年3月1日から施行する。 _____ _____

変更後					変更前				
別表第 1 （第 1 8 条関係）					別表第 1 （第 1 8 条関係）				
資産の 種別	施 設	所 在 地	地 目	地積（㎡）	資産の 種別	施 設	所 在 地	地 目	地積（㎡）
土地	循環器・脳 脊髄センタ ー （平成31年 3 月「脳血 管研究セン ター」から 名称変更）	秋田市千秋久保田町 4 番 1 0 9	宅 地	14, 092. 28	土地	循環器・脳 脊髄センタ ー （平成31年 3 月「脳血 管研究セン ター」から 名称変更）	秋田市千秋久保田町 4 番 1 0 9	宅 地	14, 092. 28
		秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番 2	宅 地	3, 205. 62			秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番 2	宅 地	3, 205. 62
		秋田市広面字釣瓶町 9 8 番 5	用悪水路	25. 00			秋田市広面字釣瓶町 9 8 番 5	用悪水路	25. 00
		秋田市広面字家ノ下 4 番 2 （令和元年 1 0 月売却）	宅 地	991. 53			秋田市広面字家ノ下 4 番 2	宅 地	991. 53
		秋田市千秋久保田町 4 番 1 6 3	宅 地	1, 308. 71			秋田市千秋久保田町 4 番 1 6 3	宅 地	1, 308. 71
		秋田市千秋久保田町 4 番 1 6 4	宅 地	4, 167. 20			秋田市千秋久保田町 4 番 1 6 4	宅 地	4, 167. 20
		秋田市千秋久保田町 4 番 1 7 2	宅 地	3, 846. 69			秋田市千秋久保田町 4 番 1 7 2	宅 地	3, 846. 69
	リハビリテ ーション・ 精神医療セ ンター	大仙市協和上淀川字五百刈田 3 1 7 番 1	原 野	18, 107. 18		リハビリテ ーション・ 精神医療セ ンター	大仙市協和上淀川字五百刈田 3 1 7 番 1	原 野	18, 107. 18
		大仙市協和上淀川字五百刈田 3 5 2 番 1	宅 地	49, 185. 57			大仙市協和上淀川字五百刈田 3 5 2 番 1	宅 地	49, 185. 57
		大仙市協和上淀川字五百刈田 3 5 6 番	原 野	11, 127. 75			大仙市協和上淀川字五百刈田 3 5 6 番	原 野	11, 127. 75
		大仙市協和上淀川字五百刈田 4 0 4 番 1	雑 種 地	381. 14			大仙市協和上淀川字五百刈田 4 0 4 番 1	雑 種 地	381. 14
		大仙市協和上淀川字五百刈田 4 1 5 番	雑 種 地	20, 135. 92			大仙市協和上淀川字五百刈田 4 1 5 番	雑 種 地	20, 135. 92
		大仙市協和上淀川字五百刈田 4 5 1 番	雑 種 地	99, 463. 16			大仙市協和上淀川字五百刈田 4 5 1 番	雑 種 地	99, 463. 16
		大仙市協和上淀川字五百刈田 5 2 7 番	宅 地	9, 564. 32			大仙市協和上淀川字五百刈田 5 2 7 番	宅 地	9, 564. 32
		大仙市協和上淀川字五百刈田 5 4 4 番	雑 種 地	37, 180. 72			大仙市協和上淀川字五百刈田 5 4 4 番	雑 種 地	37, 180. 72
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 1	宅 地	248. 32			秋田市御所野元町三丁目 4 番 1	宅 地	248. 32
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 2	宅 地	227. 72			秋田市御所野元町三丁目 4 番 2	宅 地	227. 72
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 3	宅 地	239. 99			秋田市御所野元町三丁目 4 番 3	宅 地	239. 99
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 4	宅 地	239. 74			秋田市御所野元町三丁目 4 番 4	宅 地	239. 74
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 5	宅 地	249. 69			秋田市御所野元町三丁目 4 番 5	宅 地	249. 69
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 6	宅 地	236. 59			秋田市御所野元町三丁目 4 番 6	宅 地	236. 59
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 7	宅 地	236. 44			秋田市御所野元町三丁目 4 番 7	宅 地	236. 44
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 8	宅 地	250. 13			秋田市御所野元町三丁目 4 番 8	宅 地	250. 13
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 9	宅 地	240. 04			秋田市御所野元町三丁目 4 番 9	宅 地	240. 04
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 0	宅 地	239. 44			秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 0	宅 地	239. 44
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 1	宅 地	228. 88			秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 1	宅 地	228. 88
		秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 2	宅 地	232. 86			秋田市御所野元町三丁目 4 番 1 2	宅 地	232. 86

変更後						変更前					
別表第 2（第 1 8 条関係）						別表第 2（第 1 8 条関係）					
資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)	資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
建物	循環器・脳脊髄センター （平成 31 年 3 月「脳血管研究センター」から名称変更）	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町 6 番 1 0 号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 7 階建	17,208.93	建物	循環器・脳脊髄センター （平成 31 年 3 月「脳血管研究センター」から名称変更）	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町 6 番 1 0 号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 7 階建	17,208.93
		車庫棟	秋田市千秋久保田町 6 番 1 0 号	鉄筋コンクリート造平屋建	180.00			車庫棟	秋田市千秋久保田町 6 番 1 0 号	鉄筋コンクリート造平屋建	180.00
		単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	631.79			単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	631.79
		単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	木造平屋建	42.12			単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	木造平屋建	42.12
		単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄骨造平屋建	117.18			単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄骨造平屋建	117.18
		世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	735.84			世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄筋コンクリート造 2 階建	735.84
		世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	木造平屋建	52.92			世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	木造平屋建	52.92
		世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄骨造平屋建	104.16			世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町 1 0 0 番地 2	鉄骨造平屋建	104.16
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造 2 階建	118.41
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13
		部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13			部長用公舎 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 4 番地 2	木造 2 階建	118.13
		部長用公舎車庫 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 （平成 3 0 年 5 月除却）	秋田市広面字家ノ下 5 番地	木造平屋建	23.18

変更後						変更前					
資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)	資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下５番地	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下５番地	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下５番地	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下５番地	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18			部長用公舎車庫 (平成３０年５月 除却)	秋田市広面字家ノ下４番地２	木造平屋建	23.18
	リハビ リテー ション ・精神 医療セ ンター	管理棟及び病棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄筋コンクリート造３階建	23,340.13		リハビ リテー ション ・精神 医 療 セ ンター	管理棟及び病棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄筋コンクリート造３階建	23,340.13
		除雪車格納庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄骨造一部鉄筋コンクリート 造平屋建	121.00			除雪車格納庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄骨造一部鉄筋コンクリート 造平屋建	121.00
		車庫棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄筋コンクリート造平屋建	153.60			車庫棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	鉄筋コンクリート造平屋建	153.60
		作業農園器具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	木造平屋建	40.50			作業農園器具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	木造平屋建	40.50
		グラント用具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	木造平屋建	155.52			グラント用具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 ３５２番地	木造平屋建	155.52
		単身用公舎北棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ５２７番地	鉄筋コンクリート造３階建	1,304.85			単身用公舎北棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ５２７番地	鉄筋コンクリート造３階建	1,304.85
		単身用公舎南棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ５２７番地	鉄筋コンクリート造３階建	1,550.12			単身用公舎南棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 ５２７番地	鉄筋コンクリート造３階建	1,550.12
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番３号	木造２階建	121.47			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番３号	木造２階建	121.47
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番４号	木造２階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番４号	木造２階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番６号	木造２階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番６号	木造２階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番７号	木造２階建	103.30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目４番７号	木造２階建	103.30

変更後						変更前					
資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)	資産 の種 別	施設	施 設 名	所 在 地	構 造	延床面積 (㎡)
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番 8 号	木造 2 階建	103. 30			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番 8 号	木造 2 階建	103. 30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番 9 号	木造 2 階建	121. 47			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番 9 号	木造 2 階建	121. 47
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番16号	木造 2 階建	103. 57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番16号	木造 2 階建	103. 57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番18号	木造 2 階建	103. 57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番18号	木造 2 階建	103. 57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番19号	木造 2 階建	103. 57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番19号	木造 2 階建	103. 57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番20号	木造 2 階建	103. 57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番20号	木造 2 階建	103. 57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番20号	木造 2 階建	103. 57			世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目 4 番20号	木造 2 階建	103. 57

【議案第 8 7 号関係】

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を
改正する条例案の概要について

医療人材対策室

1 改正理由

看護職員の県内の医療機関等への就業定着を促進するため、看護職員の養成施設に在学する者に係る修学資金について県内で業務に従事した場合にその返還が免除されることとなる施設の範囲を改める等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 看護職員の養成施設に在学し修学資金の貸与を受ける者が将来看護師としての業務に従事した場合にその返還が免除されることとなる施設に、病床数 200 床以上の病院（地方独立行政法人秋田県立病院機構又は地方独立行政法人秋田県立療育機構が設置するものを除く。）を加えることとする。（第 1 条の 2 関係）
- (2) 看護職員の養成施設に在学し修学資金の貸与を受けた者が病床数 200 床以上の病院の業務に従事した場合、免除の要件を業務従事期間 7 年間とすることとする。（第 8 条関係）

- (3) 看護職員の養成施設に在学し修学資金の貸与を受ける者が将来県内の訪問看護事業所において業務に従事する場合に、3 年以上県内の特定施設等において業務に従事した経験を有することが必要とする要件を廃止する。（第 1 条の 2、第 6 条、第 7 条及び第 8 条関係）

- (4) その他所要の規定の整理を行うこととする。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとする。
- (2) 改正後の秋田県看護職員修学資金貸与条例の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以後に養成施設又は大学院に入学した者に係る修学資金について適用することとする。

秋田県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	
(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。) ()の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務 に 従事し ようとする意思を有すること。	
(一)〜(六) 略 (七) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(次号 において「介護老人保健施設」という。) (八) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(次号 において「介護医療院」という。) (九) 介護保険法第四十一条本文の指定に係る同法第八条 第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所(次号において「訪問看護事業所」という。) 四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「県内施設等」という。)において業務に	
従事しようとする意思を有すること。	
(返還) 第六条 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金を貸与されなかった期間を除く。)に相当する期間(次条第一項又は第二項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。 一・二 略 三 看護職員の免許を取得した後、直ちに県内の特定施設等において業務に従事しなかつたとき 四 看護職員の免許を取得した後、直ちに県内の特定施設等において業務に従事したが、第八条第一項第三号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。 2 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して十年以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。	
旧	
(修学資金の貸与の対象) 第一条の二 秋田県看護職員修学資金(以下「修学資金」という。) ()の貸与を受けることができる者は、第一号及び第三号に掲げる要件又は第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者とする。 一・二 略 三 将来県内の次に掲げる施設又は地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「特定施設等」という。)において業務(六に掲げる施設にあつては、助産師としての業務に限る。以下同じ。)に従事しようとする意思を有すること。ただし、(九に掲げる施設にあつては、三年以上県内の(一)から(五)まで、(七)又は(八)に掲げる施設において業務に従事した経験(以下「三年以上の県内実務経験」という。)を有する者である場合に限る。 (一)〜(六) 略 (七) 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(次号及び第八条第一項第二号において「介護老人保健施設」という。) (八) 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(次号及び第八条第一項第二号において「介護医療院」という。) (九) 介護保険法第四十一条本文の指定に係る同法第八条 第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に係るものに限る。)を行う事業所(以下「訪問看護事業所」という。) 四 将来県内の診療所、病院、介護老人保健施設、介護医療院、訪問看護事業所又は地域保健法第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(以下「県内施設等」という。)において業務に	
従事しようとする意思を有すること。ただし、訪問看護事業所にあつては、三年以上診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事した経験(第六条第二項第二号及び第八条第一項第二号において「三年以上の実務経験」という。)を有する者である場合に限る。	
(返還) 第六条 第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して貸与を受けた期間(前条第二項の規定により修学資金を貸与されなかった期間を除く。)に相当する期間(次条第一項又は第二項の規定により返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間)内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。 一・二 略 三 看護職員の免許取得後、直ちに県内の特定施設等において業務に従事しなかつたとき、又は三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき。 四 看護職員の免許取得後、直ちに県内の特定施設等において業務に従事したが、第八条第一項第三号に規定する場合を除くほか、死亡し、又は県内において業務に従事しなくなつたとき。 2 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当する者に係る修学資金は、当該修学資金の貸与を受けた者に次の各号のいずれかに該当する事実が生じた場合には、その事実が生じた日の属する月の翌月から起算して十年以内に、月賦又は最長半年賦の均等払方式により返還しなければならない。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。	

一 略	二 修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき。
	三 略
	(返還の猶予)
二 略	第七条 略
	2 知事は、第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
	一 県内の特定施設等において業務に従事しているとき。
3 略	前項の規定は、第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者について準用する。この場合において、同項第一号中「県内の特定施設等」とあるのは、「県内施設等」と読み替えるものとする。
	(返還の免除)
	第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。
一	第一号の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める期間業務に従事したとき。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわら

一 略	ず養成施設を卒業した日から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたときは、この限りでない。
	(一) 看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き県内の特定施設等(当該修学資金の貸与を受けた者が助産師としての業務に従事しない場合にあつては、第一条の二第三号内に掲げる施設を除く。)において業務に従事した場合。五年
	(二) 看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き県内の特定施設等において業務に従事した場合。(一)に該当する場合を除く。) 七年
二	第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、引き続き五年間県内施設等において業務に従事したとき
三 略	。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき
	は、この限りでない。
2 〜 4 略	

一 略	二 修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、又は三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したとき。
	三 略
	(返還の猶予)
二 略	第七条 略
	2 知事は、第一条の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間修学資金の返還の債務の履行を猶予することができる。
	一 県内の特定施設等において業務に従事しているとき(訪問看護事業所にあつては、三年以上の県内実務経験を有する者が業務に従事しているときに限る。)
3 略	前項の規定は、第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者について準用する。この場合において、同項第一号中「県内の特定施設等」とあるのは、「県内施設等」と、「三年以上の県内実務経験」とあるのは、「三年以上の実務経験」と読み替えるものとする。
	(返還の免除)
	第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、修学資金の返還の債務を免除するものとする。
一	第一号の二第一号及び第三号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、看護職員の免許を取得した後、直ちに、かつ、引き続き五年間県内の特定施設等において業務に従事したとき。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項

第二号に掲げる事由がないにもかかわらず養成施設を卒業した日から一年六月以内に看護職員の免許を取得しなかつたとき、及び三年以上の県内実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

二 第一条の二第二号及び第四号に掲げる要件に該当して修学資金の貸与を受けた者にあつては、引き続き五年間県内施設等において業務に従事したとき(訪問看護事業所にあつては、三年以上の実務経験を有する者が引き続き五年間(修士課程を修了した後に県内の診療所、病院、介護老人保健施設又は介護医療院において業務に従事し、三年以上の実務経験を有することとなつた者にあつては、五年間から修士課程を修了した後の実務経験の期間を減じて得た期間)業務に従事したときに限る。)。ただし、前条第一項第二号及び同条第二項第二号に掲げる事由がないにもかかわらず修士課程を修了した日から一年以内に県内施設等において業務に従事しなかつたとき、及び三年以上の実務経験を有しない者が訪問看護事業所において業務に従事したときは、この限りでない。

三 略
2
〜
4
略